

(案) 逗子市地域福祉推進計画・

逗子市地域福祉活動計画

2023（令和5）年度～2030（令和12）年度

第1章 地域福祉の推進に向けて

第1節 地域福祉推進計画・地域福祉活動計画の策定にあたって

第1項 計画策定の背景と趣旨

計画の趣旨

本市では平成27年度から令和4年度末までの8年度間を計画期間とする「逗子市地域福祉計画」と逗子市社会福祉協議会（以下「社協」という。）の計画である「逗子市地域福祉活動計画」との一体的な計画を策定し、市、社協、地域住民等がそれぞれの役割を担い、協力しながら地域福祉を推進してきました。

平成30年4月の社会福祉法の改正においては、複合化した課題を抱える個人や世帯に対する支援や「制度の狭間」の問題など、既存の制度による解決が困難な課題の解決を図るため、地域住民による支え合いと公的支援が連動した包括的な支援体制の構築を目指すこととなりました。

なお、平成30年度の「逗子市地域福祉計画・逗子市地域福祉活動計画」の中間見直しにおいて、平成30年4月に施行された社会福祉法の改正の主旨と本計画の理念や基本的な施策の方向性は一致し、推進しているものと整理したうえで、法改正により取り組みを進化させる事項を追補しました。

前計画の総括

平成27年度策定の「逗子市地域福祉・逗子市地域福祉活動計画」では、同計画と一体的に作成した「福祉プラン」の理念「共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち」という将来像を実現するため、『「その人らしく生きること」をお互い支え合う福祉のまち』を目標に設定、計画期間中に市と社協が行う具体的な取り組みの指針として、互いに支え合う「地域づくり」「人づくり」「環境づくり」の3つを目標として実施してきました。

前計画にて「地域づくり」を目標として取り組まれてきた「地域安心生活サポート事業」に代表される地域活動体制づくりにおいては、かねてより、互いに支え合いながら地域生活を営むという本市の特性から、様々な実施主体により地域のことを地域で解決する取り組みが広がってきました。

こうした取り組みは引き続き継続・発展していきたい活動ですが、活動の担い手の高齢化や人手不足、またそうした理由により事業の継続が課題になっていることから、市と社協が協働して担い手の育成、事業継続・発展に向けた支援・連携手法について検討する必要があります。

次いで「人づくり」における取り組みとして社協が行ってきた福祉教育は、20年近くの歴史を有し、全国でも先駆的な取り組みとして、学校・地域において人が共に生きるための教育を実践してきました。

実際、学校で福祉教育を受けた生徒が、市内在住の障がい者への声掛けを行ったことがきっかけに徐々に親交が深まり、その縁で、声をかけた障がい者が来校されて福祉教育が行われるという、理想的な学習効果の実例もありました。今後は学校で行われる福祉教育も継続しながら、住民の主体形成を目指す基礎として、地域福祉を推進するために、地域住民を対象とした福祉教育にも注力する必要があります。

「環境づくり」における取り組みとしては、地域住民が住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、地域生活課題が発生した場合に、地域において利用しやすい相談窓口を備え、必要に応じて専門機関と連携、幅広い支援につなげる包括的支援体制(※1)の構築を目指し、日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを設置し、主に高齢・介護に係る相談をお聞きしてきました。昨今、相談窓口となる各地域包括支援センター等において8050問題等、複雑化・複合化する相談が多数寄せられていることから、複雑化・複合化した地域生活課題の解決に向けた包括的支援体制を構築するためには、本市として包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ事業等を一体的に行う重層的支援体制整備事業(※2)の手法を活用することが効果的と考えられます。

前計画が定めた8年間の実績を検証すると前計画に基づく本市の取り組みは着実に成果を上げていますが、まだまだ改善・発展の余地はあるものと思われ

(※1)「包括的支援体制」 身近な圏域での地域住民による活動も含め、多様な機関が協働するなかで、相談支援を中心にしながら制度の狭間をつくらない、支援の包括化を推進するための体制を言い、「地域共生社会」実現に向けた方針・目標になります。「地域包括ケアシステム」についても包括的支援体制に含まれます。

(※2)「重層的支援体制整備事業」 すべての地域住民を対象とした包括的支援の体制整備を行うため、個々の支援事業(「包括的相談支援事業」「参加支援事業」「地域づくり事業」「アウトリーチ事業」「多機関協働事業」の5事業)を一体的に行うための手段・方法の一つです。

情勢の変化

今回、逗子市地域福祉推進計画と逗子市地域福祉活動計画を新たに策定するにあたり、前回の中間見直し時から現時点までの間で、社会全般に非常に大きな変化がありました。

一つ目は「新型コロナウイルス感染症」の全世界的な流行があり、二つ目は新たな紛争の勃発及び紛争の激化です。いずれも世界規模の事案でありながら、その影響は我々の日常生活に直接的、間接的に多大な影響を与え、様々な地域生活課題の要因となっています。

これまで本市は地域における住民活動が非常に活発ではありましたが、コロナ禍における行動制限や活動自粛により、多くの団体の活動は停滞又は停止し、最近になって

徐々に再開してきている状況にあります。

また、コロナ禍や地域紛争に端を発する深刻な景気低迷下では「生活困窮」という課題が顕在化しましたが、本人の「貧困」だけが根本的な原因ではなく、社会・地域における孤立化や社会の分断等、要支援者を取り巻く複合的な要因が解決を妨げています。

このような状況下において、令和3年4月に社会福祉法の改正があり、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制構築のため「重層的支援体制整備事業」を手段として活用する旨が規定され、本市も同法の改正に合わせて令和3年4月から既存事業の再構築等により、包括的支援体制の構築に向けた手段の一つとして重層的支援体制整備事業を開始しました。

計画の目標

こうした経過を踏まえて、今回策定する地域福祉推進計画・地域福祉活動計画においては、前計画の取り組みの方向性であった『「その人らしく生きること」をお互いに支え合う福祉のまち』が未だ途中であることから、今計画でも『「その人らしく生きること」をお互いに支え合う福祉のまち』を取り組みの方向性として定め、その方向性を具現化するために引き続き、互いに支え合う「地域づくり」「人づくり」「仕組みづくり（旧環境づくり）」を目標として設定、同目標に基づき今後の取り組みについて記載しています。

本市において要支援者に対する包括的支援体制を構築するには、地域の専門機関や活動団体、地域住民等との連携・協働が必須であり、今後、これまで以上に、地域生活課題の解決や要支援者の支援について、地域の果たすべき役割は重要となることから、当計画はこれまでおこなわれていた地域活動をより一層充実していくことを目指しています。

逗子市では国の指針に基づき、地理的要件、人口、交通事情等を勘案し、概ね必要な介護・医療サービス等が30分以内に提供される区域を日常生活圏域と定め、第6期介護保険事業計画から、市内を東部地区、中部地区、西部地区の3つの圏域に区分し、各地区に地域包括支援センターを設置して担当圏域ごとの地域活動等と連携・協働及び活動の支援を行ってきました。

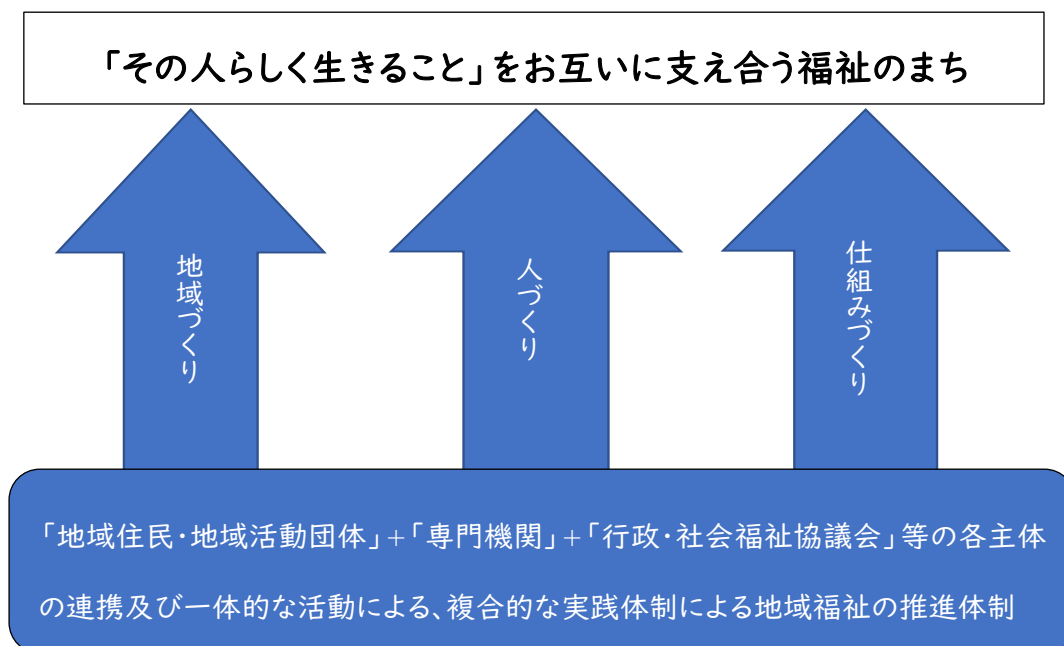
そうした歴史的経緯もあることから、当計画では地域住民が身近に感じられ、そこに住まう人の顔が見える関係性が保てる地域として、東部・中部・西部の3つの日常生活圏域を、各事業における基本的な地域として想定しています。

また、当計画では支援のノウハウや活動実績を有する専門機関や活動団体そして地域住民の意見を積極的に取り入れ、それぞれの活動に対する支援や、連携・協働体制を構築し、一体的に課題の解決に臨むための手段についてまとめています。

なお、複雑化・複合化した地域生活課題の解決にあたっては、制度・属性を超えた支援が必要ですが、属性ごとに支援対象を規定している行政の各個別計画は、制度・属性

を超えた支援を個別に行うことは非常に困難です。当計画では支援の届きにくい各制度間の狭間に存在する地域生活課題に対して、担当所管と協働し、支援する手段として、重層的支援体制整備事業の活用に取り組みます。

【本市の地域福祉推進のイメージ】



第2項 地域福祉推進計画（市）と 地域福祉活動計画（社協）一体的策定について

市が策定する「地域福祉計画」については社会福祉法第107条の規定により、その策定が努力義務とされていますが、平成30年4月の法改正により、「地域における福祉サービスの適切な利用の促進」「地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達」及び「地域福祉に関する活動への住民の参加の促進」というこれまでの必要的記載事項のほか、「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」並びに「包括的な支援体制の整備に関する事項」が加えられました。

計画の位置づけ

今回の計画策定にあたり、「福祉プラン」が「地域福祉計画」となったことにより、「地域福祉推進計画」については、「地域福祉計画」で掲げられた理念を具体化する計画として、地域共生社会（※）の実現に向けた地域福祉を推進する計画と位置づけて策定しました。

また、社協は社会福祉法第 109 条の規定により地域福祉の推進を目的とする団体として位置づけられていることから、ボランティア活動や福祉教育をはじめ、地域福祉活動計画に基づく様々な活動を通じて、地域住民や地域活動団体と協力し合い、地域ごとの課題を諸団体ともに検討し、その解決を目指しています。

市の計画である地域福祉推進計画と社協の計画である地域福祉活動計画は、いずれも、誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていくために、各施策を通じて地域住民や行政、社会福祉関係者が互いに協力して地域社会における福祉課題の解決を目的とした計画となります。

従って「地域福祉推進計画」と「地域福祉活動計画」については、地域住民参画のもと、地域共生社会の実現にむけた各種施策の基盤として市と社協が地域や専門職・専門機関と共に二つの計画を一体的に策定し、互いに補完しながら地域福祉の推進を担います。

なお、計画の適切な進行管理を図るため、PDCA サイクルに基づく計画の策定、調査、分析及び評価を継続的に行うよう努めていきます。

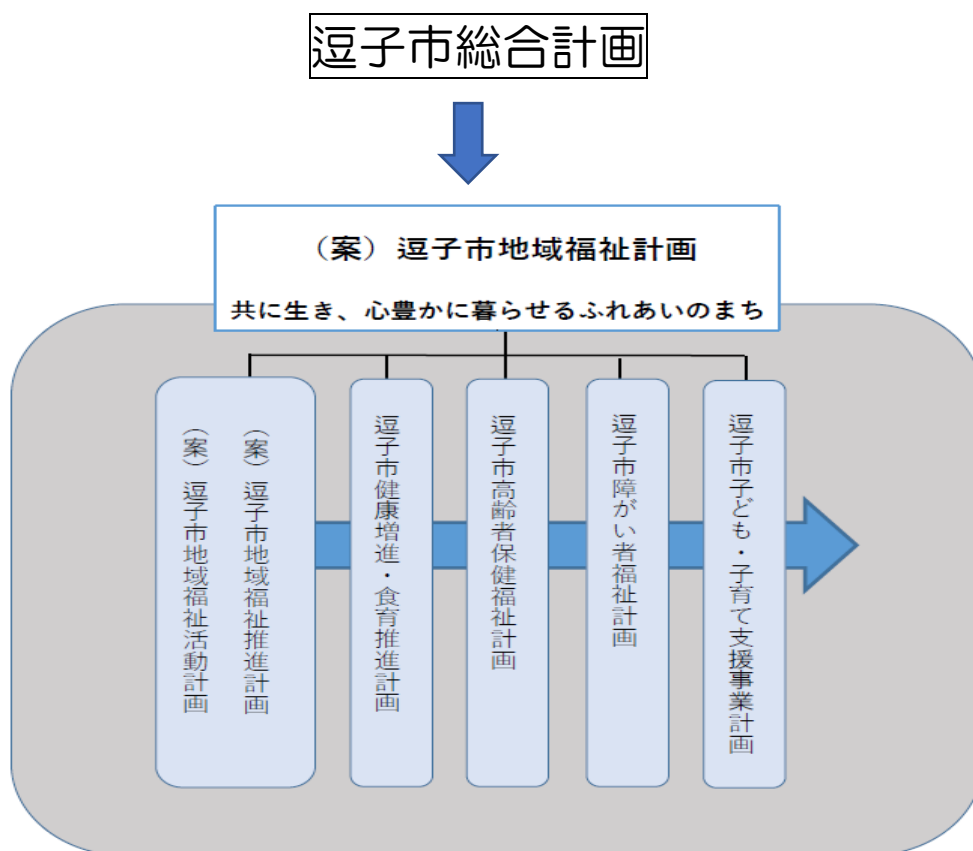


※地域共生社会



制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を言います。

【地域福祉推進計画・地域福祉活動計画と他計画との関係性のイメージ】



このように行政・社会福祉協議会、専門機関そして地域住民・地域活動団体等のそれぞれの活動が地域福祉推進の原動力となることから、こうした複数の原動力を適切に組み合わせて地域福祉を推進し、「地域づくり」「人づくり」そして「仕組みづくり」に携わっているそれぞれの活動の相乗効果により、一体的かつ強力に地域福祉を進めていきます。

第2節 地域福祉に関する市民意識調査報告書から判明した地域課題

令和3年度に市民の方を対象としたアンケート調査と、地域で活動を行っている団体に対するヒアリング調査の2種類の調査を実施し、次のとおり地域の課題が判明しました。

第1項 アンケート調査の結果

(1) 逗子市の地域福祉に関する市民意識調査の目的

「地域共生社会」の実現に向けて、市民の近所との関わりや地域での助け合いに関する考え方、市の福祉に関する取り組みへの意見等について調査し、結果を2023（令和5）年度を初年度とする次期「逗子市地域福祉計画（案）」「（仮称）逗子市地域福祉推進計画・逗子市地域福祉活動計画（案）」に反映させることを目的として実施しました。

(2) アンケート調査の方法

調査項目	調査対象等
調査区域	市内全域
調査対象	18歳以上の市民
抽出方法	無作為抽出
対象者数	2,000人
実施方法	郵送配付—郵送回収法
実施時期	令和3年10月28日～11月24日



(3) アンケート調査の回収結果

配布数	回収集	無効回答	有効回収数	有効回収率
2,000	1,140	28	1,112	55.6%

(4) 回答者の主な特徴

- ・回答者の構成は、前回よりやや男性の割合が増し、80歳以上の高齢者の割合が高い。
- ・仕事をしている人が約5割、就業していない人が約4割で、世帯構成は二世帯世帯が5割台弱を占める。
- ・65歳以上の高齢者と同居している方が3割台半ば。居住年数は30年以上の方が多い。

(5) アンケート結果から判明した地域課題

① 近所との関わりに係る課題

若い世代が無理なく他の地域住民と交流・連携ができるような雰囲気づくりが必要です。

《意見等》

- ・年齢が低い層ほど近所づきあいが希薄な傾向であり、近所づきあいが希薄な理由としては、つきあいをするきっかけがないことをあげる人が多くなっています。
- ・地域で気になっていることは、災害時対応への不安、買い物環境の不満のほか、地域・世代間交流が不十分、集いの場の不足などが多くあげられています。
- ・困りごとの解決には、市と地域住民の協力が重要であるとの意識が強いものの、近所に困っている人がいるかどうかは、多くの人からわからない・判断できない状況にあります。

② 地域の災害に係る課題

高齢化率が上昇したためか、災害時に自力避難が困難と考えている人が増えており、且つ住民同士の助け合いが必要であると認識しているにも関わらず、地域における防災・減災体制への意識が低下している状況は、速やかに改善する必要があります。

《意見等》

- ・災害時の避難路や避難方法は約6割の方が確認しているものの、自力で避難できないと考えている方の割合は、前回調査と比較して増加しています。
- ・災害に備えて地域に必要な準備としては、支援が必要な人の把握と支援体制整備や、住民同士の日ごろのつながり・助け合いを約5割の方が回答しているものの、前回調査と比較すると、一部の選択肢は回答割合が減少しており、地域における災害への備えの重要性について、改めて啓発を図る必要があります。

③ 地域の困りごとに係る課題

新型コロナウイルス感染症は明らかに人々の生活を一変させ、特に人との交流の機会や外出が激減したことは、単に孤独感を感じるだけでなく、将来に対する不安や心身の不調等を引き起こす大きな要因となっています。アフターコロナ、ウィズコロナでの生活の在り方について、早急な検討が必要です。

《意見等》

- ・日常生活の悩みや困りごとは、健康や老後・将来に関するものの回答が多く、次いで災害時等の対応、収入や家計、介護等の問題が続きます。
- ・コロナ禍の影響により、約6割の方が人と接する機会が減少したと回答しており、若い世代では通勤・通学等の制限、高齢者では趣味の機会の減少の割合が高いなど、年齢別の特徴がみられます。

④ 地域での活動に係る課題

前回調査と比較し、地域住民による地域活動への参加率が低くなっていますが、その理由がコロナ禍によるものか、それ以外の理由かを検証し、対応する必要があります。また、ボランティア活動に対する関心は在るものの参加実績は低いため、適切な情報を適切な手法で提供することで、新たな担い手として発掘・育成していく必要があります。

《意見等》

- ・4人に1人の方が地域活動に参加していると回答しているものの、前回調査と比較すると、その割合は減少傾向となっています。また、参加している地域活動の内容は、自治会・町内会が最も多くなっています。
- ・ボランティア活動については、現在活動している方が約1割で、福祉関係やスポーツ・健康づくり等が上位にあげられているものの、地域活動と同様、ボランティア活動している方の割合は減少傾向となっています。

⑤ 逗子市社会福祉協議会に係る課題

社協は地域福祉推進の役目を担う中心的な機関であり、住民活動と協働した取り組みを展開していくために、若い世代を含む多世代に周知啓発が必要です。また今後、本市で包括的支援体制を構築するにあたり、社協は重要な相談受付機関であることから、全世代が気軽に相談できる場所として周知を図る必要があります。

《意見等》

・半数近くの方が社協を知っていると回答しているものの、知っている方の割合は、前回調査と比較して減少しており、特に若い世代の認知度が低くなっています。

⑥ 地域における権利擁護に係る課題

支援の必要な人を含め誰もが役割を持ち、それぞれが、日々の生活における安心感と生きがいを得ることができる地域共生社会においては、その前提として、地域における全ての地域住民の皆さんの意思が尊重され、その権利が適切に擁護される環境を整えていくことが必要です。

《意見等》

・日常生活自立支援事業（逗子あんしんセンター）は、年齢が高い層ほど認知度が高いものの、全体の認知度は約2割にとどまります。また、将来的に逗子あんしんセンターを利用する意向のある方が約3割に対し、わからないと回答した方が5割台後半と多くなっているため、引き続き情報発信と事業内容の周知が課題となっています。

・成年後見制度の認知度は7割台半ばとなっており、60歳代や夫婦のみ世帯、久木小学校区で認知度が高くなっています。成年後見人に財産管理等を任せることに関しては、男性や80歳以上、ひとり暮らし等で否定的な回答がやや多く、制度の利用促進とともに関連する各種事業・取組みを含めた支援の環境づくりが重要となっています。

・虐待に関する通報義務の認知度は、児童と比較して、高齢者、障がい者に関してやや低くなっており、引き続き制度の周知を進めていく必要があります。

⑦ 地域における生活困窮者支援に係る課題

生活困窮者への支援については、多くの地域住民の方が必要性を感じています。ただし、生活困窮者の多くは、障がい、孤独等、複合的な課題を抱えていることから、単なる経済的な支援だけではなく、複合的な課題の解決に向けた支援も必要となります。

《意見等》

・生活困窮者支援については、7割台後半の方が必要な制度であると認識しており、自身や身近な人に問題を抱える人がいるため必要であると回答した方の割合は、30～40歳代、小坪小学校区、三世代世帯でやや高くなっています。

・地域でできる生活困窮者支援として、本人や家族に相談窓口へ行くよう促すことや専門機関に相談すること等が上位にあげられ、フードドライブ等の取り組みは若い世代で、自治会・町内会や民生委員児童委員等への相談は高齢者層で回答が多い傾向がみられます。

⑧ 地域包括支援センターに係る課題

アンケートからは地域包括支援センターに対する評価が高いことから、その存在意義は十分に果たせていると思われませんが、令和3年度から地域包括支援センターは高齢者・介護のみの相談窓口ではなく、地域の福祉総合相談窓口となっていることから、若年層や男性等、これまで地域包括支援センターに接点が無かった人に対しても、その存在を知らせ、活用していただくような事業展開が必要です。

《意見等》

- ・地域包括支援センターの認知度は5割台後半となっており、女性や年齢が高い層ほど認知度が高くなっています。地域包括支援センターの対応等についての満足度は、“対応の早さ”が最も高く、次いで“経過や結果等の状況報告”“悩みや相談などがしやすい体制”“専門的な見地からの助言・支援”の順となっています。
- ・地域包括支援センターの取り組みが十分かどうかでは、“センターの役割に関する周知活動”で『十分』の割合が最も高く、次いで“地域の資源、市の制度や施策などに関する情報の提供”“関係者との連携体制の構築の働きかけ”の順となっています。

⑨ 地域の福祉制度と取組み全般に係る課題

災害時等の緊急情報も含めて、情報の適切な提供は今後必須となります。DXを活用していくことは間違いありませんが、情報弱者と言われる方々に対する適切な情報提供についても遺漏の無いように努めます。

《意見等》

- ・福祉に関する情報を『入手できている』方が約3割に対し、『入手できていない』方は5割台半ばとなっており、年齢が低い層や池子小学校区、二世帯世帯で『入手できていない』の割合が高くなっています。
- ・市の推進している5つの福祉施策について、最も関心が高いのは「健康や医療」、次いで「高齢者の福祉」、「地域福祉」、「子育て支援」、「障がい者の福祉」の順となっています。また、各福祉施策の満足度は高いものから「健康や医療」、「高齢者福祉」、「障がい者の福祉」、「子育て支援」、「地域福祉」の順となっています。

第2項 ヒアリング調査の結果

(1) ヒアリング調査の目的

次期「逗子市地域福祉計画（案）」「（仮称）逗子市地域福祉推進計画・逗子市地域福祉活動計画（案）」に結果を反映させることを目的として、実際に地域で活動を行っている団体を対象にヒアリング（インタビュー）調査を行い、地域福祉課題や他団体との連携についての考え方、団体が持っている課題等を調査しました。

(2) ヒアリング調査の方法

対象団体（種類）	(1) 住民団体 (2) 当事者団体 (3) 支援者団体（専門職団体を含む） (4) 社会福祉法人 計 15 団体
実施方法	ヒアリングテーマを事前に通知したうえで、グループヒアリング（グループインタビュー）を実施
ヒアリングテーマ	(1) 対象団体が持っている課題 (2) コロナ禍による対象団体の活動への影響（コロナ禍の前からあったもの・コロナ禍により深刻化したもの） (3) 他の団体との連携の状況と今後の方向性 (4) 対象団体が把握している地域福祉課題
実施時期	令和4年1月下旬

(3) ヒアリングから判明した課題

① 団体が抱えている課題

人材不足、会員の高齢化は多くの団体の共通の課題と思われます。人材発掘・育成の取り組みを進め、仕事の内容を見直し ICT 化や外注を行うなどの発想の転換も必要と思われます。

《意見》

- ・会員数の減少
- ・メンバーの高齢化、後継者不足
- ・情報化への対応が困難
- ・「個人情報」の壁や人と深く付き合わない昨今の風潮と、コロナ禍も相まってボランティアが敬遠されがちである。自治会・町内会もその例に漏れず、特に役員就任は敬遠される。

②他団体との連携の現状と今後の方向性

他団体との交流、連携の場はどの団体の皆さんも必要と考えていますが、実際は会員不足やコロナ禍により対面による交流・連携は困難かと思われます。そうした場合の交流・連携への支援が行政に求められていると考えています。

《意見》

- ・「ボランティア連絡協議会」で、全体行事を通じて各ボランティア団体間の連携を強めていくことが大切だと考えている。
- ・ボランティア団体と自治会との連携の構築が重要であるとする。
- ・多職種連携がより重要になる。
- ・学校等と連携しての教育（福祉教育）の充実を図っていく。
- ・今後、他団体との連携の重要性が増していくと推測するが、福祉・医療だけでなく、むしろ異業種の団体との連携の必要性が高まるだろう。

③ 団体がコロナ禍により受けた活動への影響

コロナ禍は団体の活動に多大な影響を与えたことは間違いなく、活動の停止を余儀なくされた団体もありました。活動継続の強制はできませんが、地域づくりの観点から継続にあたり必要な支援を聞き取り、市が可能な支援についても検証が必要と思われます。

《意見》

- ・「子ども食堂」が担ってきた「子ども等の居場所」としての機能が果たせなくなった。
- ・一時期、感染を恐れた特養ホームの支援ボランティアが来なくなってしまった。また、その休止期間の間にボランティア団体の解散もあった。
- ・利用者と地域の人たちとの交流等の場が無くなった。
- ・保育園の、地域での子育て支援の活動の幅・機会が狭まった。
- ・保育園では、「コロナ禍」と「保育・教育無償化」及び「働き方改革」の3つから大きな影響を受けた。
- ・2020年3月以降、収入減少に伴う相談が多くなり、本来は支援を受けに来るような人ではなかったような方の相談が増えている。
- ・コロナ禍で外に出られず、地域で孤立してしまった子育ての不安に関する相談も多かった。

④ 団体が把握している地域福祉課題

様々な課題が挙げられていますが、特筆すべき事項として、様々な事情により、支援の必要な方へ支援が届いていない事例が見受けられることから、地域の皆さんと連携しながら支援の掘り起こしをすることが必要です。

《意見》

- ・分野別の「縦割り福祉」から「地域別（対応）」への転換が必要。
- ・デジタル化が進んで“情報格差”が生じ始めたこと。
- ・コロナ禍で多くの高齢者が閉じこもるようになった現状にどう対応していくか、皆で企画して対応を進めていく必要がある。
- ・各団体の活発な活動を続けていくためには構成メンバーが、意識改革によりスマートフォンに慣れるなどして、ツールを活用しながら自身の健康を保っていくことが必要になる。
- ・団体の存在を多くの人に認識してもらえるよう、広報活動が重要である。
- ・（貧困等で）困っている子どもが相当数いるが、なかなか簡単には分からない。
- ・「アンテナを張れる」ような人材が、地域にたくさんできることが重要である。
- ・“世代間の融合”の方策を考えていくことが地域の課題である。
- ・「地域包括支援センター」に本来求められていた、高齢者だけでなく各分野の「総合相談」の機能等が改めて要求されるような形勢になってきているため、どう対応していくかが課題となるだろう。市が大きな方向性を考えることが、“見せ方”も含めて大切になると思う。
- ・「住民自治協議会」と民生委員・児童委員の連携も、大切な課題である。

⑤ 団体に係る課題等の概要

地域福祉を進めるにあたり地域住民、地域の活動団体の皆さんとの協働は不可欠であることから、皆さんが活動しやすい地域づくりを支援していく必要があります。

《意見》

課題は、団体としての課題と、それ以外の、団体所属メンバー個々が抱える課題等とに分かれます。まず、前者の“団体としての課題”では、多くの団体でメンバーの高齢化、後継者不足やそれに伴う会員数の減少と、役員のなり手がいないこと等が挙げられました。自治会等の活動について知り、参加してもらうために、地域での清掃・環境美化の行事をきっかけにしたり、「あいさつ運動」を推進したりして地域の中で「顔の見える関係づくり」をもっと進めていくことが提案されています。

所属メンバーの個々の抱える課題を含めた地域福祉に関する課題については、生活課題等の複雑化・複合化の進行が指摘されました。また、困っている人は、貧困等で悩む子どもなど多くの場合「困っている」とは言わないことが課題となることも指摘されています。逗子市は、地形が起伏に富み、生活環境等も結構多様であり、課題も複雑・多様であるとの声も示されました。

さらに、防災体制の一層の整備が不可欠であることも言及されましたが、そのための重要なツールになると考えられる「逗子市避難行動要支援者避難支援制度」について、支援対象者1人に対して「サブサポーター」など複数のサポーターが付くといった仕組みの強化等を検討しながら一層の周知、登録の推進を図っていくことが提案されています。

いずれの課題等の解決・対応に際しても連携・ネットワークの構築・強化が重要になることが言及され、中でもボランティア団体と自治会・町内会、保育園等と民生委員・児童委員、住民自治協議会と民生委員・児童委員、青少年指導員連絡協議会と自主防災組織、ボランティア連絡協議会での各ボランティア団体間の連携や多職種連携、在宅医療・介護の一層の連携等の重要性が挙げられました。

いわゆる“コロナ禍”については、「子ども食堂」が担ってきた子ども等の「居場所」としての機能や学習指導等ができなくなって途切れてしまったり、保育園の地域での子育て支援の活動の幅・機会が狭まったり、特別養護老人ホームの支援ボランティアが来なくなってしまい、その休止期間の間にボランティアの団体が解散するなど、各分野で多大な影響を与えたことが示されました。医療関係の法人では、非常に業務繁忙になりました。

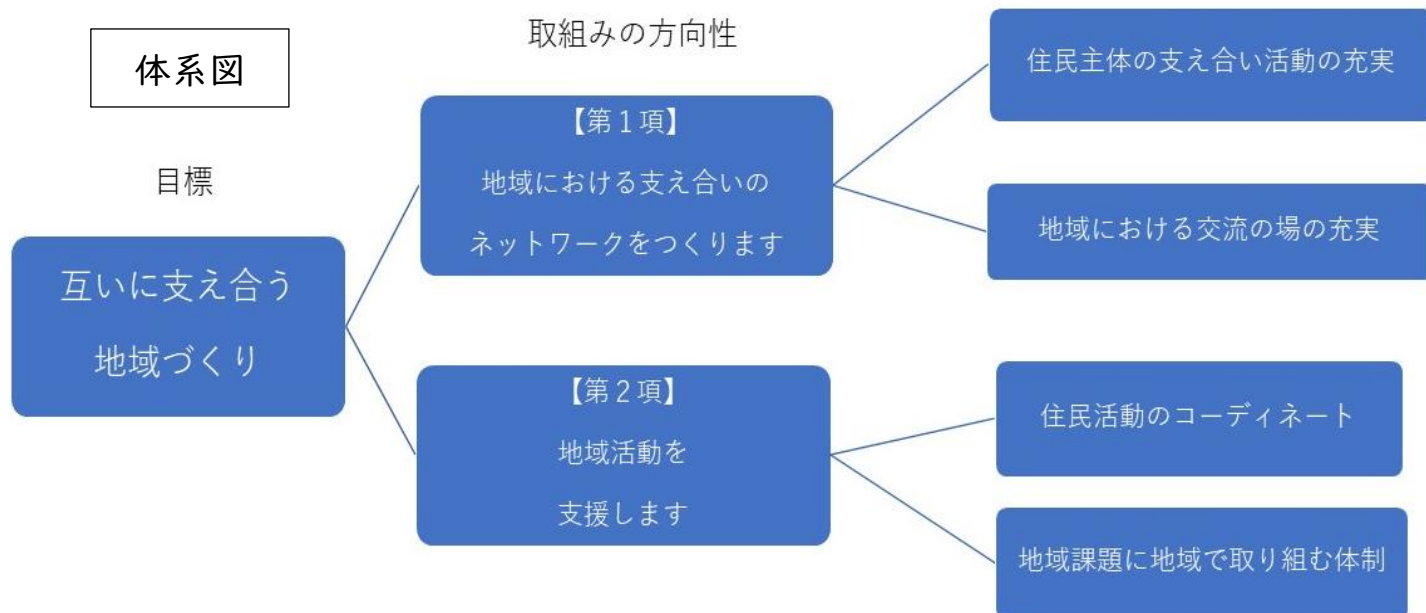
第2章 互いに支え合う「地域づくり」「人づくり」「仕組みづくり」

体系図



第1節 互いに支え合う「地域づくり」

取組みの内容



第1項 地域における支え合いのネットワークをつくります

取組みの目的（施策の趣旨）

本市の高齢化率は2014（平成26）年度に30%を超え、県内他市と比較しても高齢化率の高さが際立っており、2022（令和4）年度においてもほぼ横ばいの状況です。

このような状況で、公的なサービスや福祉施策を実施し、高齢者や子育て世帯、障がいのある方などが抱えるさまざまな生活課題に日々、対応していますが、公的なサービスのみでは、補いきれないニーズが出てきています。これらに対応するには、地域の中で互いに支え合い、助け合う体制づくりを進めることが重要であり、これまでも社協が中心となって地域における支え合いのネットワークづくりに取り組んできましたが、今後は活動がない地域などにも拡大し、地域における支え合いのネットワークづくりを推進していきます。

なお、当計画で目指す「地域づくり」は、これまで住みよいまちを目指して、「地域安心サポート事業」や「住民主体の高齢者のサロン活動」等、特に公的サービスでは賄いきれなかった住民ニーズに応えるため、これまで本市や社協で培われてきた自主的な活動や、互いに支え合いながら地域生活を営むという特性を、更に発展させていくことを想定しています。

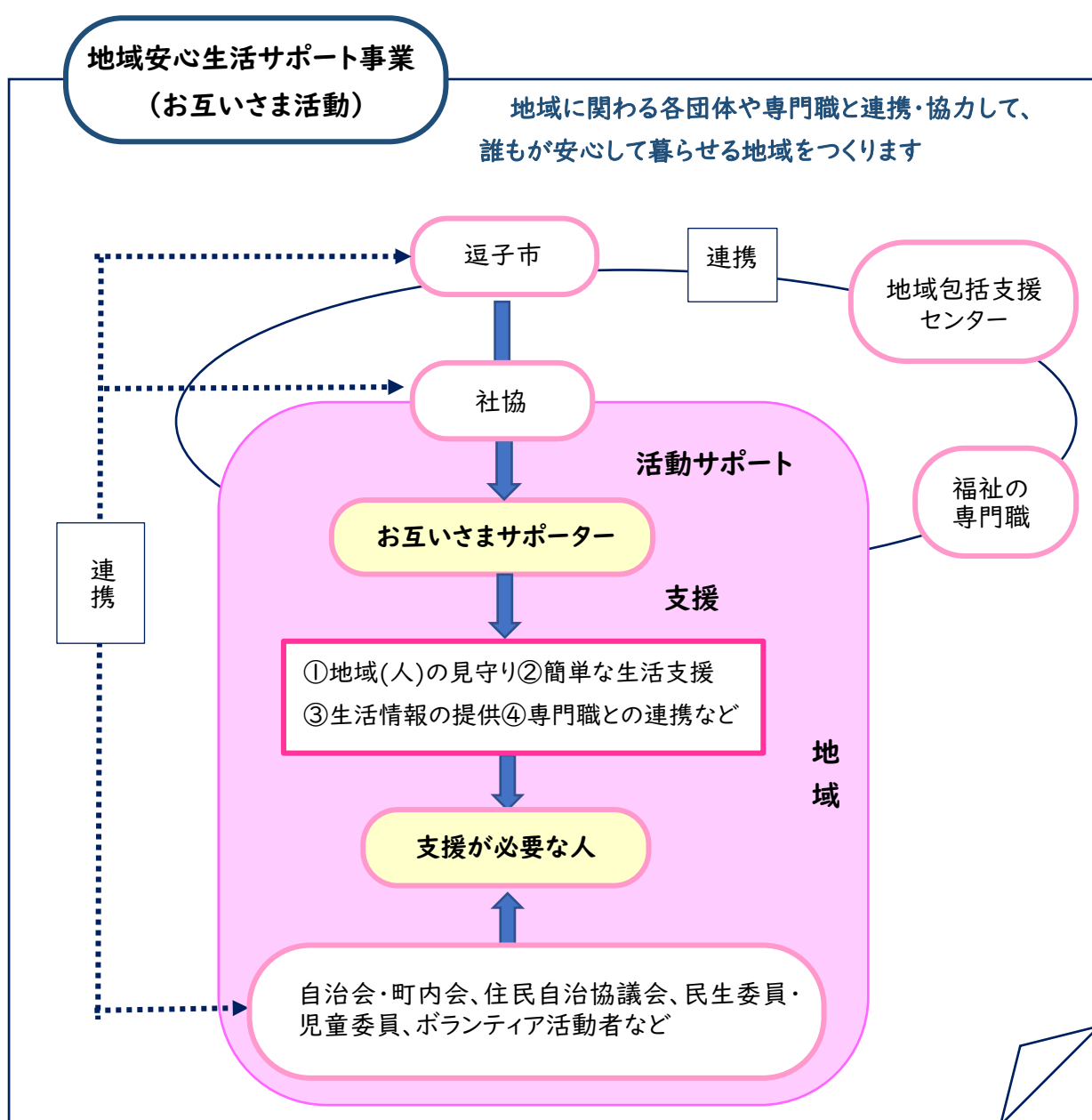
また、地域活動が活性化するためには、こうした住民活動を有機的に繋げていくためのコーディネート機能を充実させることが重要です。

(1) 住民主体の支え合い活動の充実

【現状とこれまでの取り組み】

本市では、2009（平成 21）年度から、地域特性に応じた住民主体による地域のつながりや支援体制を構築していく「地域安心生活サポート事業（お互いさま活動）」を実施してきました。

事業開始から 10 年以上が経過した現在、「お互いさま活動」が展開されてきた地域では、見守り等が必要な人に対して、お互いさまサポーターが、日頃の生活の様子を気かけたり、生活の困りごと相談やニーズ対応を行ったりする中で、地域の孤立を防ぎ、また状況に応じて専門機関と連携して、課題解決に取り組んできました。



【課題】

地域の支え合い活動は、「お互いさま活動」だけでなく、それぞれの自治会・町内会が実施する福祉活動や、組織に属さない有志の人たちによる取組など、様々な地域づくりの形が見受けられていますが、その中で活動状況が見えない地域へのアプローチは急務とされます。

アンケート結果からは、年齢が低い層ほど近所づきあいが希薄な傾向が指摘されています。またコロナ禍により、高齢者だけではなく、若い世代の孤立が浮き彫りになったことや、地域活動の自粛により活動の衰退も見られたことから、改めて、地域のつながりの必要性や、支え合い活動について、若い世代を含めた全世代への周知やアプローチの検討が必要です。

【今後の取り組み】

これからは、地域の支え合いに関する活動の充実と認知向上を図り、ボランティアや市民活動、NPO 団体など、多様な活動団体と協働して市内全地域で賛同者を増やしていくことが必要とされます。また地域の支え合い活動を、身近な小地域での取り組みとして活性化させることで、自分ごととして主体的に活動に参加する人を増やし、活動者層の拡大につなげていきます。さらに、高齢者のみならず、地域で孤立しがちな人等すべての世代を対象として取り組むことや、お互いさまサポーターだけではなく、幅広い層の地域住民、専門職、事業者等が地域の支え合いに関わり、地域全体で地域福祉を推進する仕組みを構築していきます。

【それぞれの取り組み】

わたしたちにできること	○地域住民は、日頃から、近隣のつながりを大切にしましょう。 ○安心して暮らせるまちを意識して、地域の支え合い活動に参加しましょう。 ○できる人が、できる時に、できることを協力していきましょう。 ○助けてほしい（手伝ってほしい）ことは、積極的に声をあげましょう。
社協の取り組み	○「お互いさま活動」の拡充（活動層及び対象者層の拡大） ○地域の支え合い活動の見える化、情報の発信 ○地域住民、専門職、事業所等が、それぞれの立場から地域の支え合い活動に関わる体制の構築 ○若い世代への啓発、若い世代が活動する地域の取組との連携
市の取り組み	○地域（福祉）活動の普及、啓発 ○自治会、町内会、民生委員・児童委員、関係機関との連携 ○地域（福祉）活動情報の収集、発信 ○社協との連携、協力

【お互いさまサポーターの活動】事例紹介

その1【見守り活動】



『お互いさまグリーンヒル』
(サポーター28名)

サポーターは、毎月、高齢者や障がい者等の見守り対象者に対して、近況を伺ったり、生活情報をお渡ししたりする見守り活動を行っています。コロナ禍では、インターフォン越しや電話で話をする時もありましたが、やはり対面だと笑顔が見られるのでお互い安心します。地域の皆さんからも喜ばれている活動です。

サポーターと見守り対象者を、自治会のブロックごとに担当制にし、漏れのない仕組みをつくっています。

その2【ニーズ対応】



『お互いさま山の根』
(サポーター48名)

ご近所同士の助け合いとして、ちょっとした困りごとへのお手伝い(ニーズ対応)を行っています。

日頃の買い物やゴミ捨て等は、自分の用事のついでにできるサポーターが無理のない範囲で行います。

高齢夫婦世帯のご主人がベッドから落ちて動けなくなってサポーターにSOSが入った時は、数名で対応。

最近ではそのようなサポーターの姿を見てきた若い世代も、地域の助け合い活動に加わってきました。以前の台風の時、倒木の修復や片付けは、若い世代や子どもたちも一緒に、共同作業を行いました。

その3【専門職との連携】



『お互いさま光明寺団地』
(サポーター14名)

お互いさまサポーター集会では、日頃の声かけや見守り活動による地域情報や支援が必要な人の状況について、共有しています。サポーターだけでは対応しきれない課題については、集会に参加している社協や地域包括支援センターに繋いでいます。

例えば、ある認知症の人については、地域包括支援センターも把握、対応しているため、何かあった時にはすぐに相談したり支援を求めたりすることができます。お互いさま活動には専門職との連携が不可欠です。

*2023(令和5)年1月現在の「お互いさま活動」は、25チームの取り組みが行われています。(取組状況は各地域により異なります)また、お互いさまサポーター登録者数は512名(事業開始当初からの登録者総数は642名)となっています。

みんなで参加しよう!地域の支え合い活動

フードドライブ



フードドライブとは、食品ロス(本来食べられるのに廃棄される食品・食材)の削減や食品等の有効利用のため、家庭で余っている食品等を持ち寄り、生活が逼迫し、十分な食料の確保ができない状況にある人たちに対し、支援を行うものです。

逗子市社会福祉協議会では、平成 28 年からフードドライブ事業を実施していますが、新型コロナウイルスの影響により、食料に困っている世帯が更に増加しています。

地域の皆さんと連携を図り、広く一般のご家庭からも食品の提供を呼び掛け、それを必要としている方々に供給していく、地域で問題を解決する、誰もが参加できる活動です。



〔市民まつり〕



〔逗子市立体育館 逗子アリーナ〕



〔スズキヤ逗子駅前店〕

〔フードドライブ受け取り窓口の開催の様子〕地域の皆さん、店舗、施設等にご協力をいただきながら、様々な場所で行っています。(福祉会館ではいつでもお受け取りしています)

【子ども食堂等の情報交換会】

逗子市内には、子ども食堂等、食を通じて、子どもや子育て世帯を支え、孤食を減らすこと、また地域の交流を目的として活動を行っている団体が5つあります。

コロナ禍において、大勢の人たちが集まって食事をするのは困難となった時に、社協が各団体に声をかけて、情報交換会を開催しました。支援が必要な人(子どもたち)へ食事や食べる場の提供等、各団体の課題や取組の共有を行っています。

社協のフードドライブ活動や、子ども応援大作戦(*子どものいる世帯を対象に、長期休み前の食料配布)にご協力をいただいています。

住民主体の支え合い活動の紹介

【ずし子ども0円食堂】

コロナ禍で、みんなで食事をすることはできませんが、「子どもたちに食事を届けたい」と毎月、予約制のお弁当配布を3つの地域で行っています。

スタッフ 12 名で 50~60 食を調理。

配布時に子どもの様子が確認でき、安心すると共に、喜ぶ姿が見れて嬉しいです。



みんなで参加しよう!地域の支え合い活動

赤い羽根共同募金

赤い羽根共同募金とは、社協や地域のボランティア団体・NPO等の活動を幅広く応援する募金として、これまで自治会・町内会等地縁組織の協力による戸別募金を中心とした運動を展開してきました。地域の幅広い団体の活動を応援し、地域の全ての世帯に対して募金を呼びかける運動手法は、自治会・町内会活動や地域での相互扶助的な活動とも密接に関係しており、地域社会の基盤づくりにつながる運動となっています。

〔JR 逗子駅での街頭募金の様子〕
街頭募金には、ボランティア団体、福祉団体、福祉施設等の方々にご協力をいただき、10月と12月の各初旬に行っています。



住民主体の支え合い活動の紹介

【災害の取り組み】

山の根自治会では、大きな災害が起こったとき、速やかな安否確認と有効な救出・救護活動を実施するため、自治会内で協議を積極的に行っています。

平常時の見守り活動や避難経路の確認、自主防災活動と連携した名簿の作成などを踏まえ、年に一度、全住民を対象に避難訓練を行い、各班長が班内の安否確認、物資の配布等を行っています。今後、発災直後の安否確認と救出、情報の流れの仕組みづくり等を協議していく予定となっております。

地域の方々、とりわけ高齢者、障がい者等の災害時要援護者の人々が、「どこに住んでいるか」、「どのように安否を確認するか」、「地域での避難の方法」などを地域で、事前に話し合っておくことが大切です。



〔避難経路の確認〕

【現状とこれまでの取り組み】

地域で顔の見える関係性の構築を目指して、住民主体の高齢者のサロン活動（集いの場・通いの場）が活発に展開されており、小地域における地域交流の場や介護予防の場など様々な形態で行われています。また、日頃の困りごとの相談や情報共有の場としても活用され、サポーター（サロン主宰者）は福祉の繋ぎ役として社協や地域包括支援センター等、専門職との連携がなされてきています。サロン主宰者は、「井戸端会議の延長の雰囲気困りごとの相談につながっている」と自覚されており、住民主体の活動への専門職の関わりが上手く機能していることが確認できます。

2023（令和5）年1月現在 44 箇所

市内サロン一覧
（集いの場・通いの場）

地域
交流



〔ひだまり葉桜〕



〔ふれあいサロン新宿〕

介護
予防



〔チームすずらん〕



〔小坪のサロン〕

お楽
しみ



〔サロン桜山〕



〔サロンぬまますん〕

地区	サロン名	場 所
沼子	① 近所ひろば お休み処 in沼子地区	交流センター駐輪場 (or桜退会館)
	② 桜退会館ふれあいサロン	桜退会館
	③ 多世代地域サロン交差展「ぶらっと」	ぶらっと(元オーケストア2階)
	④ サロン・ド・桜	沼子7丁目個人宅
	⑤ 沼子6丁目サロン	聖マリア小学校南校舎
	⑥ 沼子一丁目かっぱサロン	コミュニティスペース すしぎんざ
	⑦ 沼子地区ボールウォーキング	交流センター中庭
新宿	⑧ 多世代交流サロンつなぐ	ThirdPlace仲町橋
	⑨ ふれあいサロン新宿	新宿会館
	⑩ 新宿はつらつ体操	新宿会館
沼間	⑪ サロンぬまますん	沼間会館1階
	⑫ ふれあいサロンアーデンヒル	アーデンヒル自治会館
	⑬ ティールームグリーンヒル	グリーンヒル自治会館
	⑭ サロンもくれん	興人東沼子自治会館
	⑮ 南台サロン	沼間南台ハイツ集会所
	⑯ 10線カフェ	SOMPOケアラヴィール東沼子
	⑰ 東沼子会館インターネットと麻雀の会	東沼子会館
	⑱ 東沼子会館太極拳	東沼子会館
	⑲ 楽食会	沼間小学校区コミュニティセンター
	桜山	⑲ ひだまり葉桜
⑳ 下桜山しおかぜ体操		桜山公園/(「たんぼぼ」ビル1F)
㉑ サロン番谷戸		福祉会館
㉒ サロン桜山向原		桜山生協2階
㉓ サロン桜山		沼子市商工会館
㉔ チームすずらん		福祉会館
久木		㉕ サロン久木
	㉖ ふれあいサロン桜	ハイランド自治会館・清寿苑
	㉗ 1マイル遊歩の会	ハイランド西ヶ丘公園
山の根	㉘ 通いの場すみれ	長島アパート1階
	㉘ 山の根カルチャースクール～バランスボールサークル～	山の根会館
	㉙ 山の根カルチャースクール～きらきらアートサロン～	山の根熊野神社 社務所
小坪	㉚ 松本谷戸サロン	山の根親交会館(松本谷戸公園)
	㉛ 小坪のサロン	小坪小学校区コミュニティセンター
	㉜ 近所サロンこだま	小坪大谷戸会館
	㉝ お楽しみサロン	小坪大谷戸会館
	㉞ 東谷戸サロン	東谷戸会館
	㉟ 憩いの場 亀が岡喫茶室	亀が岡自治会館
	㊱ 亀団ボールウォーキング会	亀が岡公園
	㊲ 小坪ボールウォーキング	小坪小学校区コミュニティセンター前
	㊳ 楽厨会	小坪小学校区コミュニティセンター
	㊴ グランドシニア・ソサエティ (GS会)	小坪大谷戸会館
	㊵ アトリエむべ	小坪大谷戸会館
池子	㊶ ふれあい縁の会「スマイル縁」	池子会館2階
	㊷ ふれあいサロン・とまり木	東沼子第二団地集会所
	㊸ まごの手サロン/まごの手劇場	東沼子第一団地集会所
	㊹ サロンアザリエ第二	アザリエ学校前公園(沼子市立池子小学校)
	㊺ アザリエ第一サロン	東沼子第一団地集会所 等
㊻ サロン・メロディ～館	福祉クラブ生協メロディー館沼子葉山	

【課題】

住民主体のサロン活動は、数多く展開され、長年継続してきた実績がある一方で、サロン主宰者の高齢化や担い手不足が課題となっています。また、参加者の状態により、自宅から自力で通うことが困難となる等、活動者・参加者の状況変化に応じた対応が求められています。地域の孤立を防ぐために、高齢者だけではなく、幅広い世代を対象とした活動展開が求められています。

アンケート結果からは、コロナ禍の影響により、人と接する機会が減少したとの回答が多く、コロナ禍による人との交流や外出の機会が激減したことは大きな課題であります。

【今後の取り組み】

これからは、市と社協が連携して高齢者のみならず、幅広い世代・様々な属性を対象として、孤立を防ぎ、つながる（交流の）場づくりを進めていきます。そして、誰もが気軽に参加でき、楽しめる、また活躍できる場づくりを行っていくと同時に、テーマ別、世代別の課題（認知症カフェ、介護予防、子育て等）に応じた場や機会づくりを進めていきます。さらに、住民主体の交流の場に、専門職が積極的に関わることで、地域生活課題の早期発見・対応につなげていく体制を構築します。

【それぞれの取り組み】

わたしたちにできること	○近隣の心配な住民に声をかけたり、地域のサロン等へ誘うなど、地域での交流を促進しましょう。 ○地域交流の場や場づくりに参加しましょう。 ○感染予防対策を講じ、新しい交流の工夫を進めましょう。
社協の取り組み	○地域サロン（通いの場・集いの場）の拡充、活動支援 ○誰もが気軽に集い、世代や障がい等に関わらず交流できる場づくり、機会づくり ○テーマ別、世代別の目的に応じた場づくり、機会づくり ○新たな生活課題（コロナ禍）に対してもつながりが途切れない活動の推進
市の取り組み	○サロン活動の普及、啓発 ○情報の提供、発信 ○健康増進情報を提供するため、サロンでの出前講座の開催 ○介護予防を目的としたeスポーツの普及、啓発

e スポーツを活用したサロン活動の紹介

サロン活動の中で認知機能の向上と多世代交流を目的として e スポーツ「太鼓の達人 Nintendo Switch バージョン」を使用しました。プレイヤーのゲーム参加と運動機会にするだけでなく、ゲームの音や映像に合わせた身体動作を行い、会場全体が参加できる運動ツールとして活用しました。

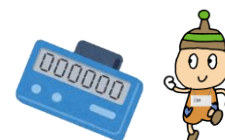


—主催者の声—

最初はみんな点数が低いですが、やっていると慣れてくるので、点数もだんだんと上がってきて楽しくできるようになってきます。慣れてくると両手を使って叩くことができるので、利き手ではない方を使うことにより、脳が活性化される効果もあると思います。

介護予防を目的とした ICT の活用

てく tec 逗子 (運動・スポーツ習慣化促進事業)



新型コロナウイルス感染症の影響により、高齢者の要介護リスク該当者数が増加していることが令和2年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果により判明したことから、「健康寿命を延ばしみんなで元気な高齢者を目指す取り組み」（要介護認定等を受けていない元気高齢者の割合を高齢者人口の83%にする取り組み）の一環として、「てく tec 逗子」を開始しました。

この「てく tec 逗子」は歩行を主たる運動に位置づけ、参加者は歩数を増やすことで健康寿命の維持・延伸を目指すもので、コロナ禍においても密を作らず、参加者それぞれの体力・体調に合わせて実践することができるようにしました。

参加者に貸与した活動量計には、リーダライター（通信機器）を介してデータサーバーへ活動量等を送ることができる ICT の機能が備わっており、参加者専用の web サイトにおいて日別、週別、月別等の運動量（歩数や消費カロリー等）の他、体組成計の測定数値（体重・体脂肪率・筋肉量・基礎代謝量）を表やグラフで閲覧することができるため、運動継続意欲の維持・向上に効果があります。なお、インターネット接続ができない人でも、毎月参加者全員へひと月ごとの日々の歩数や月の合計歩数、平均歩数等を掲載した

「歩数記録表」を郵送しました。

ICT を活用することにより、可視化したデータをみることができ、モチベーションを保つことができ、運動が習慣化されることにつながることから、今後も ICT を活用した介護予防に取り組んでいきます。



みんなで参加しよう!地域における交流の場

【多世代交流イベント】事例紹介

社協では、自治会や住民自治協議会と連携して、多世代が参加する地域交流イベントを開催しています。(各団体が主催するイベント内で実施)

楽しく参加できる地域交流イベントを通して、地域の人たちが顔見知りになること、そして楽しい時間を共有し仲良くなること、それから次に会った時に挨拶や声をかけ合えるようになること、さらに少し困った時にも話ができる・助け合える関係性を築くことを目的として、地域の交流を推進しています。



参加者は、地域の協力者(自治会・町内会の活動者やお互いさま活動者)を探すクイズや名刺交換等で楽しく交流しました。

ベビーカーを押したお母さんが、「地域の人と知り合う機会が欲しかったので、うれしい」と参加してくれました。

(2021(令和3)年度、2022(令和4)年度は、「久木住民自治協議会」と「沼間三丁目自治会」と連携して実施しました。)

住民主体の支え合い活動の紹介

市内では、地域住民が地域包括支援センターと連携して、認知症の当事者や家族が集い交流できる「オレンジカフェ」を開催しています。ギター演奏を聴きながら歌を歌ったり、簡単な体操をしたり、お茶を飲みながら団欒したり、紙芝居を見たりと様々な内容に、参加者の皆さんは一緒に楽しい時間を過ごしています。



〔おれんじカフェずし〕
空き家を活用して開催しています。



〔東逗子おれんじカフェ「あつま〜る」〕
気候の良い時は屋外でも開催。当事者や家族を含む地域の皆さんが集い交流をしています。

みんなで参加しよう!地域における交流の場

【コロナ禍のサロン活動】事例紹介

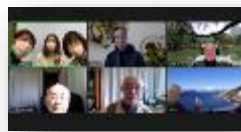
コロナ禍となった令和2年度以降、逗子市内でも様々な活動において、自粛の期間がありました。そのような中で、新しい生活におけるつながりの必要性や方法を検討し、工夫して活動に取り組んできた各サロン活動に対して、社協は市や地域包括支援センターと連携して活動支援に取り組んできました。

<つながる方法>



各団体の<つながる方法>の紹介冊子を作成、共有しました。

オンラインツールを通して



【ZOOMの活用】



届けることをとおして



【つながる絵日記】

場所・時間を意識した活動を通して



【ソーシャルディスタンス】



【手作りカレンダー】

住民主体の地域交流の取組紹介

<ポールウォーキング>

健康のため、介護予防のため、人との交流ため…活動始める理由はそれぞれですが、2本の杖を持って歩く手軽さと取り組みやすさから、社協が推進してきた「ポールウォーキング」活動に参加する人が増えています。コロナ禍でも距離を意識しながら、継続してきた活動です。



小坪ポールウォーキング



逗子地区ポールウォーキング



サロン番合谷戸

第2項 地域活動を支援します

取組みの目的（施策の趣旨）

地域生活課題が複雑化・多様化していく中で、高齢者をはじめ、子ども、障がい者、生活困窮者の日常生活の困りごとの解決や地域活動への参加支援など、地域活動団体との連携・協力が必要となる場面は今後、更に増えていきます。

課題解決に向けたパートナーとしての活動を支援する取組みとして、社協はコミュニティソーシャルワーカー（CSW）※を地域包括支援センターが設置されている日常生活圏域ごと市内3地区に配置することで、地域の人々が活動を支援します。

（1）住民活動のコーディネート

【現状とこれまでの取組み】

『その人らしく生きること』をお互いに支え合う福祉のまち』づくりを推進するため、社協では、CSW（コミュニティソーシャルワーカー）を各地区に配置し、地域包括支援センターと連携して、地域の支え合い活動（「お互いさま活動」等）や民生委員・児童委員の活動など多様な主体とのネットワークを構築し、地域生活課題解決に取り組んできました。

活動の活性化及びその連携体制の構築には各地域団体と地域づくりに向けた理念を共有したうえで、各地域の特色に合わせた支援が必要です。

【課題】

各地域の実状や地域活動への取組状況は様々であり、違いが大きく見られています。また、地縁活動に取り組む若い世代の担い手が足りていないことが課題としてあげられています。

一方で、若い世代が参加している趣味やサークル等の市民活動には拡がりが見られており、世代間における住民活動への意識の違いは顕著となっています。そのため、多世代がそれぞれの活動を母体にしながら、連携できる体制の構築やその各活動団体（人）をコーディネートする仕組みが必要とされています。

【今後の取組み】

社協はコミュニティソーシャルワーカーを配置し、各地域活動のコーディネート機能を強化させることで、地域活動に取り組む団体（人たち）の顔が見え、お互いの役割や活動状況を把握し、活動団体間の繋がりを持たせます。

活動団体間が繋がることで、現在、4つ小学校区（沼間・久木・小坪・池子）に設置されている住民自治協議会や、各自治会・町内会、地域活動団体、小・中学校、社

会福祉法人等、地域において主要な役割を担っている活動する団体のそれぞれの役割や理念を共有し、協働して地域づくりに取り組んでいきます。

【それぞれの取り組み】

わたしたちにできること	○地域の活動を知り、積極的に参加しましょう。 ○地域の中で行われている活動（団体）に関心を持ち、活動団体（者）同士の連携を意識しましょう。
社協の取り組み	○小学校区内の地域活動（団体）の把握・活動支援を行う ○各地域における地域活動のコーディネート機能を強化する ○個別課題を地域づくりにつなげ、その中で解決を目指します
市の取り組み	○地域情報の収集と関係づくり ○庁内連携（縦割りではなく横のつながり）

※CSW（コミュニティソーシャルワーカー）とは

コミュニティソーシャルワークとは、地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する“個別支援”と、それらの人々が暮らす生活環境の整備や住民の組織化等の“地域支援”をチームアプローチによって統合的に展開・実践する援助技術であり、その中心になるのがコミュニティソーシャルワーカーです。そして、近年、コミュニティソーシャルワーカーは生活のしづらさを解決していくための専門職として期待されています。

（２）地域課題に地域で取り組む体制

【現状とこれまでの取り組み】

「お互いさま活動」の多くは自治会・町内会と連携し、月に１回定例会を開催しています。定例会には、社協、地域包括支援センターも参加し、見守り活動や地域内の気になることなどについて、情報共有を行っています。また、状況により、関係機関等も加わり、個別の課題や地域の課題を協議する会議を開催しています。

【課題】

現在、社会環境による変化は目まぐるしく、複雑で多岐にわたる地域生活課題が表面化しています。このような個々の課題を、地域住民や支援機関・団体等が自分たちの課題として解決を目指すこと、また地域生活課題として捉えて包括的に向き合い、プライバシーや個人情報に配慮しつつ支援する体制の整備が求められています。

また地域の身近な相談先である民生委員・児童委員が把握した様々な問題をしっかりと受け止めるバックアップ体制をつくる必要があります。伴走型支援やアウトリーチの取組を専門機関だけが担うのではなく、地域全体の相談支援体制の構築を、地域

住民や地域活動団体、専門職が連携して取り組むことが必要です。

アンケート結果からは、困りごとへの解決には市と地域住民の協力が重要であるという意識は強いものの、近所で困っている人がいるかどうかは、多くの人から分らない・判断できないという状況となっています。

【今後の取り組み】

市と社協では連携して、地域生活課題の解決に向けて、地域住民が主体的に取り組むために、福祉のまちづくりに向けた様々な場面での住民の話し合いを充実させ、生活の困りごとを抱えた住民の見守りや支援の方法など、地域全体の課題を共有する場をつくりまします。

また、地域住民が他の住民の抱える困りごとを自分のこととして捉え、助け合う気持ちを醸成するために、住民組織や専門機関と連携して、学習の機会や各会合等を活用した課題の共有の機会等をつくっていきます。そして、地域生活課題に対して、住民や地域支援団体、専門職等の様々な機関が連携し、解決に向けて取り組むことで、適切な相談や支援、サービス利用に繋ぐ体制をつくりまします。

【それぞれの取り組み】

わたしたちにできること	<ul style="list-style-type: none"> ○困りごとや悩みごとを声に出しひとりで抱え込まないようにしましょう。 ○近隣に困りごとを抱えた人がいたら、身近な相談窓口（※）につなぎましょう。 ○地域づくりに関心をもち、話し合いの場に積極的に参加しましょう。
社協の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の様々な場で、話し合いの場づくり、既存の話し合いの場の活性化に取り組む ○生活の困りごとを抱えた住民の見守りや支援の方法など地域全体の課題を共有する場、福祉のまちづくりに向けた意識醸成に取り組む ○地域住民や地域支援団体、専門機関等が情報を共有する場をつくる ○困りごとなどを声に出しやすい場づくり
市の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○庁内連携体制の構築（縦割りではなく横のつながり）

◆民生委員・児童委員とは

民生委員・児童委員とは「民生委員法」に基づき、住民が住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、地域の身近な相談相手となるとともに、支援を必要とする関

係機関とをつなぐパイプ役を務めています。また、民生委員は、「児童福祉法」に基づき、児童及び妊産婦の福祉向上のため、必要な相談と援助などを行う児童委員を兼ねています。

民生委員・児童委員は、地域福祉活動を進めるうえで大きな役割を担っています。少子高齢化や核家族化、地域のつながりの希薄化など、住民を取り巻く環境が大きく変化する中、その活動は多岐にわたっています。

※身近な相談窓口

市、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、こども発達支援センター、子育て支援センター、児童相談所、保健所、社協、民生委員・児童委員などをいいます。

みんなで参加しよう!地域の課題を考える

【自治会と専門職が連携した取組】事例紹介

日頃、地域の見守り活動等を行っている地域住民(お互いさまサポーター)から、コロナ禍によって、気力の低下などの様子が気になる方の相談があがり、地域包括支援センターも参加するサポーター集会で話し合いがもたれました。その方への適切な対応や、高齢の人だけではなく若い世代でも見られる気力の低下や「うつ」について、知識を深める必要性が話し合われた後、地域包括支援センター主催による地域の勉強会を開催。

開催:2022(令和4)年10月
テーマ:コロナ時代 うつ病へのきづき
講師:医療相談連携室 看護師
参加者:37名(自治会の役員・班長)



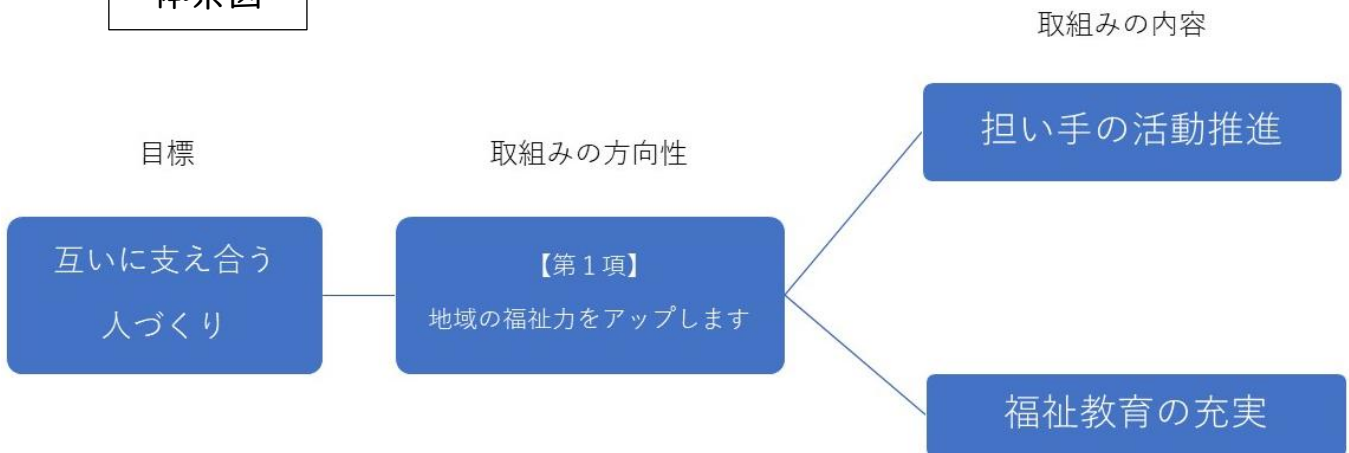
<専門職と地域住民が連携して、地域の課題を考える>

参加者より、内容が分かりやすく、今後の生活に役立ちそうとの意見が多く上がりました。うつや精神疾患、ひきこもりなど生きづらさを抱えている可能性が高い人々についての理解を深める機会や、個別の課題を自分ごととして捉える機会、また地域課題として考えていく機会となり、小さい自治会での開催の有効性を感じました。

(主催:逗子市中部地域包括支援センター)

第2節 互いに支え合う「人づくり」

体系図



第1項 地域の福祉力をアップします

取組みの目的(施策の趣旨)

誰一人取り残さない（孤立しない・させない）地域づくりに向けて、地域生活課題に取り組む担い手の発掘やボランティアの養成を行うとともに、より多くの人々が福祉に関心をもって生活・活動できるよう、福祉教育を通じて支え合うお互いさまの意識醸成を目指します。

当計画で対象となる「人」は、主に地域住民を対象としておりますが、現在行われている活動等の担い手を増やす短期的な取り組みと合わせて、次世代を担う若い世代を中心に地域全体の地域福祉力を向上するための長期的な取り組みと一対で推進していきます。

(1) 担い手の活動推進

【現状とこれまでの取り組み】

地域では、自治会・町内会、民生委員・児童委員、ボランティア団体・福祉団体等多くの方が、地域の担い手として活躍しています。

市や社協では、地域活動やテーマ別ボランティア活動の担い手育成を目的として、各種ボランティアに関する研修会や各テーマに即した地域支え合い学習会等を継続的に行ってきました。一定数の参加があり、具体的なボランティア・地域活動等を始めるきっかけや、活動等の振り返りの機会として活用されてきました。

【課題】

社協が実施してきた研修会等において、一定数の参加はありますが、参加者の固定化が見られることは課題であり、また既存活動の担い手の高齢化や後継者を考えていくにあたり、参加者層の拡大が求められています。そして、研修会等の参加者が具体的な地域活動やボランティア活動につながるような働きかけや工夫が必要とされます。また担い手育成や活動支援を行うボランティアセンターの機能強化は急務となっています。

アンケート結果からは、ボランティア活動に対する関心はあるものの参加実績が低い状態が指摘されているため、適切な情報提供の検討が必要です。

【今後の取り組み】

新たな福祉の担い手を育成するために、今後、社協では、地域福祉活動やボランティア活動に触れる機会の充実を図るとともに、担い手養成（研修会等）の参加者層の拡大を視野に入れ、コロナ禍から導入したオンライン開催との併用や、小地域（団体）を対象とした開催、また出前講座としての開催を通して、研修等の参加者が、活動につながるような働きかけを行っていきます。

ボランティアセンターの機能強化によって、ボランティアの需給調整をスムーズに行うことや、地域活動（団体）との連携、ボランティア団体の支援を行っていきます。

【それぞれの取り組み】

わたしたちにできること	○興味のあるボランティア講座等に参加してみましょう。 ○地域の活動に関心を持ち、活動に参加してみましょう。
社協の取り組み	○ボランティアセンターの機能強化 ○ボランティア講座等の充実 ○ボランティア、地域活動等の情報発信・共有の仕組みづくり ○地域活動や市民活動等のネットワーク構築
市の取り組み	○各種研修等の実施 ○ボランティア情報等の周知 ○「住民参加型サービス」の実施支援

◆社協のボランティアセンター

社協は、ボランティアを行いたい個人または団体と、ボランティアの力を求めている個人または団体をコーディネートする業務を行っています。

2023（令和5）年3月現在、ボランティアセンターには、団体64、個人69名の方が登録しています。ボランティアに関する各種相談・助言など、ボランティア活動の活性化に向けた支援も行っています。また、新たなボランティア育成を目的とした講座の開催、登録ボランティアの育成支援も行っています。

◆ボランティア連絡協議会

逗子市ボランティア連絡協議会は、1985（昭和60）年に市内のボランティア団体が、その活動を円滑にするために設立しました。

主な活動目的は、ボランティア活動の参加者を増やすこと、および活動に関連した研修会などを通して、加盟団体を発展させることなどがあり、2023（令和5）年1月現在28団体が加盟しています。

毎年、社協ボランティアセンターと連携して、「逗子市民まつり」等の場で、活動を幅広く市民に周知し、新たなボランティアを募集しているほか、研修会も開催して、ボランティア活動の質の向上を目指しています。またボランティアに関する情報交換や課題共有など、横の連携を図り、活動に活かしています。

みんなで参加しよう!ボランティア活動

【ボランティア連絡協議会～活動啓発～】事例紹介

社協のボランティアセンターでは、ボランティア連絡協議会と連携して、ボランティア活動や活動団体の周知啓発を行っています。2016（平成28）年度からは、逗子文化プラザ市民交流センターが主催する「逗子トモイクフェスティバル」内で、「あそボラ de あしたへ」と題して、ボランティア団体の紹介や活動の体験ができるブースを開催しています。（コロナ禍では休止時期あり）多い時には150人程の参加があり、子どもから大人まで楽しみながら、活動を知る機会、体験する機会となっています。



【2022（令和4）年3月実施の様子】
・参加者 84名

みんなで参加しよう!福祉の学習会

【地域支え合い学習会～小地域での開催～】事例紹介

地域共生社会の実現を目指して、地域における支え合いの意識醸成、活動を広げるため、お互いに他者や他者の抱える困りごと（生活問題や福祉問題）への関心を深めること、地域住民等の福祉活動を促進することを目的として開催しています。

<逗子グリーンヒル自治会にて>

開催：2022（令和4）年12月

テーマ：「福祉で地域をつくる～逗子グリーンヒル～」

講師：宇都宮短期大学 教授 宮脇文恵氏

参加者：21名（お互いさまサポーター、自治会役員、地域住民）

お互いさまサポーターチームや自治会と連携して、小地域を単位として開催。地域の住民活動に焦点を当て、地域の現状や活動状況をふまえた学習会を行いました。



【参加者の感想】

- ・社会の中で生きづらさを持っている人、その特徴を捉え（感じ取り）サポートしながら暮らしていく。しっくり感（その人の）を見つけていくことの大切さを感じた。
- ・近所の方に積極的に、その人に合ったコミュニケーション（話題作り）声をかけていきたい。

(2) 福祉教育の充実

【現状とこれまでの取り組み】

福祉教育の目的は、「今この同じ空間（地域）に暮らす様々な人たちの存在を知り、その様々な人たちと関わる力を養い、ともに暮らしていく知恵と力を身に付けること」です。これまで、学校を含む地域の場において、福祉（＝ふだんのくらしのしあわせ）を考える授業や各種研修会を行ってきました。また様々な場において、福祉に関心を持つ人を増やし、支え合い・助け合いの気持ちを醸成するために、福祉教育機能を活かした各種取組を実施してきました。

福祉教育の推進にあたっては、長年にわたり、有志の地域活動者や専門職、学識経験者等から組織される社協の福祉教育チームが協働実践を行ってきたことは本市の特徴とされ、地域住民の参画によるこれまでの実践は大きな成果があり、それ故、公立小中学校においては、全市統一した目的のもとで授業展開がなされてきました。

◆福祉教育チーム

「地域に福祉と教育のつながりをつくり出していきたい」との思いから、社協内に設置された組織です。

その目的は、当初「学校での福祉教育のねらいや、そのあり方について」の検討が主でしたが、その後「地域の福祉課題を見つめ、その課題に即した福祉教育の実践を、学校を含む地域の場で、どのように作りだしていくか」という視点に協議が移り、様々な立場からの意見交換・検討を重ねる中で、課題に即した学校・地域実践を地域住民とともに取り組む体制をつくっています。

【課題】

福祉の取組や意識醸成を拡充していくためには、地域住民や地域活動団体、福祉団体等、幅広い主体との連携により、福祉教育実践の場や関わる人を増やしていくことが課題とされます。また学校の福祉教育においては、多様な協働者と作り上げてきたこれまでの実践の集約・検討から、発達段階に応じた段階的プログラムを構築させることが求められます。

団体へのヒアリング結果からは、各活動団体が把握している地域福祉課題が数多く多岐にわたってあげられています。「アンテナを張れるような人材が、地域にたくさんできることが重要」という意見からも、地域福祉への意識醸成を幅広く行っていく必要があります。

【今後の取り組み】

地域においては、住民が自ら、地域福祉を推進していく意識を持ち、仲間を増やして、みんなにとって居心地の良い空間や支え合う関係性をつくっていくための福祉教育実践を積み重ねていくことで、地域共生社会の実現を目指します。

また、学校における学びでは子どもたちだけでなく、授業参観型等として保護者や地域の人も共に学ぶ機能を持たせていくなど、学校との連携をさらに行っていくことで、学びの場を充実させていくことが期待されます。

【それぞれの取り組み】

わたしたちにできること	<ul style="list-style-type: none"> ○学校や地域で行われている福祉の学びに参加しましょう。 ○自分の住んでいる地域に関心を持ちましょう。 ○地域に暮らす様々な人への理解に努めましょう。
社協の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○引き続き、地域住民が参画した福祉教育実践の推進を図る ○様々な場において、多様性への理解を促進し、様々な人と共に暮らす意識を醸成する ○身近なテーマ設定や地域活動のリフレクションから、福祉の意識醸成や地域課題を考える機会をつくる
市の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉教育の普及、啓発 ○福祉教育の情報提供、発信 ○庁内関係所管、関係機関との連携

「福祉教育チーム」の活動の紹介

2002(平成14)年に創設された「福祉教育チーム」は、これまで福祉教育の取り組みを様々な立場から意見交換・検討を繰り返し、学校を含む地域を拠点にした福祉教育活動を種々行ってきました。2022(令和4)年度現在、ボランティア・地域活動者、福祉施設職員、教育委員会、学識経験者、障がい当事者等からチーム構成されています。

取組①「福祉教育セミナー」(2003(平成15)年から開始)

逗子における福祉教育活動、また福祉の視点から考える地域活動等の事例紹介や福祉(教育)を学ぶ場、今後の地域における取り組みを考える場として開催しています

○2022(令和4)年度 1月7日開催。

「第19回福祉教育セミナー 福祉の種まき実践を考える」



【参加者】

・63名

【プログラム例】

- ・実践発表
- ・グループワーク
- ・基調講演

【参加者の感想】

- ・世代に関係なく、‘助け上手、助けられ上手’になることが誰にとっても大切な意識・行動。
- ・まちづくりサイドから、地域の福祉を拡げていく。

取組②「プロジェクト」(2009(平成21)年から開始)

地域(生活)課題や地域・学校における福祉の学び、啓発を地域住民と協働して実践していくために、具体的な取り組みを検討・実践するプロジェクトチームを立ち上げ、運営しています。

2022(令和4)年度現在は、これまでの福祉教育の取組を学校実践だけにとどまらず、具体的に地域で学びを深めていくため、「絵本・アート」、「地域活動」、「学校実践」の3つのプロジェクトが、それぞれ連携して活動を拡げています。

みんなで参加しよう!地域での福祉教育

【地域での福祉の啓発】事例紹介

福祉＝「ふだんの 暮らしの しあわせ」とは、特別な人のものではなく、一人ひとりの暮らしやすさ、みんなが幸せになるための仕組みであり、誰もが安心して暮らすことのできるまちづくりに、福祉の視点が不可欠です。

社協では、地域住民の皆さんと一緒に、地域での様々な場、様々な対象に向けた福祉の啓発活動に取り組んでいます。

【地域活動プロジェクト】(福祉教育チーム内のプロジェクト:2021(令和3)年4月発足)

地域における福祉の啓発、取り組み検討のために立ち上げたプロジェクトで、地域活動者、自治会・町内会メンバーなどの有志の地域住民7名から組織。各々が活動する地域の状況や課題について意見交換しながら、「共助できる、排除差別のない地域」「繋がる仕組み、人材発掘」をテーマに活動しています。

2022年度は自治組織のない地域へのアプローチとして、対象世帯(約355世帯)に意識調査アンケートの実施や交流会の開催、つながる仕組みの企画等を実施しました。



【絵本リスト】

福祉の視点から選定した32冊の絵本を紹介。絵本をツールとして、多世代や様々な場での福祉の啓発に活用しています。(2021(令和3)年、福祉教育チーム 絵本・アートプロジェクト発行)



【地域の子育て活動】

子どもに関わる10団体の活動と‘地域’とのつながりを記した冊子。子育て世代が地域や地域活動を意識するきっかけに。(2020(令和2)年、福祉教育チーム発行)

みんなで参加しよう!小学校での福祉教育

【交流からの学び～相手を知る、自分のことを考える～】事例紹介

小学校では、地域の高齢者や障がい者の方に話を聞いたり、質問をして関わる交流プログラムを行っています。交流から、自分と相手との違いを知って、同じところを見つけ、どのように関わったら良いのかを考えます。また協同作業を通して、仲良くなり、相手のことを考えて、お互いの関心を高めます。深めさらに、福祉や自分自身について考えるプログラムに繋げ、福祉の学びを深めています。



例1. 同じ地域に暮らす高齢者との交流。



例2. 視覚障がいの方に普段の生活の様子を質問。



例3. 障がいがあってもなくても、一緒に楽しめる企画を子どもたちが考えます。



例4. 「自分だったら、と考えるみよう」様々な人たちとの関わりを通して、身近な友達や自分自身について考えます。

【生徒感想】

- ・コミュにてケーションの仕方はいろいろある。いろいろな工夫を知った。
- ・それぞれ個性を知った。笑顔が印象的だった。まちで会ったら声をかけたい。

【生きづらさを抱えた人への理解】事例紹介

中学校では、生きづらさを抱えた人へ理解として、「発達障がい」「LGBT」「認知症」をテーマに学びを深めています。具体事例を通して、その方や状況を理解し、自分との接点を考えます。また SOS の受信・発信の大切さや学校(地域)生活での支え合いを考えています。



(全体講話)



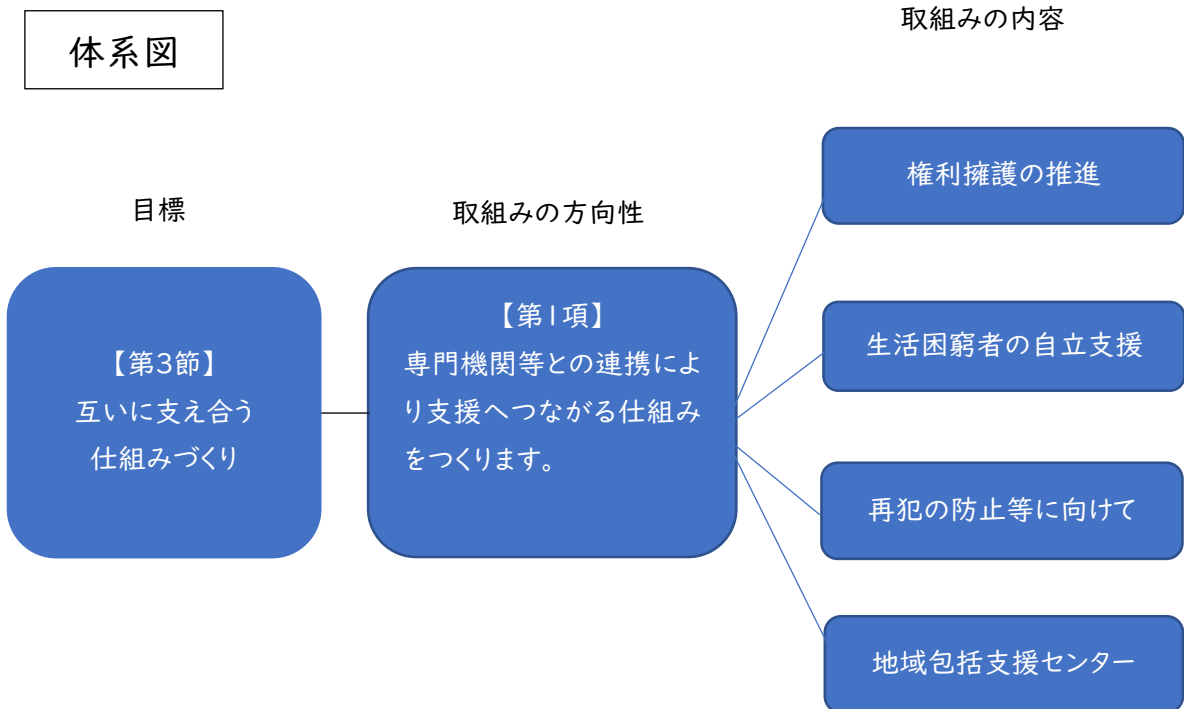
(各クラスの授業)

【生徒の感想】

- ・違うことは当たり前。たくさんの違う心を持った人と関わって、想像して、人の心を考えられる人になりたい。
- ・足りない部分を他の人と補い合いながら、生きていけば良いと思った。
- ・正しい知識を基にして、正しく接し、支え合える環境をつくろうと思う。

学校での子どもたちの学びについて、保護者や地域の方も共に学ぶ機会となるよう、学校と連携して、授業参観型の実施に取り組んでいます。子どもたちの学びが、学校の中だけのものではなく、地域生活にも活かしていくこと、また大人も共に地域に暮らす様々な人への理解を深めていくことで、孤立しない・させない地域づくりにつなげていきます。

第3節 互いに支え合う「仕組みづくり」



第1項 専門機関等との連携により支援へつながる 仕組みをつくれます

取組みの目的（施策の趣旨）

本人が希望する生活を住み慣れた地域で送ることができるように、その人が抱える困りごとを受け止め、寄り添い、必要な支援に繋げる仕組みを構築するため、専門機関及び地域と連携して包括的支援体制を整えます。特に 8050 問題やダブルケア問題などの複合的な地域生活課題については、多種多様な専門機関等の参画による支援が必要なことから、その手段として、重層的支援体制整備事業における多機関協働事業等を活用し、適切な支援が提供できる仕組みを構築していきます。

当計画で目指す「仕組みづくり」は、地域生活課題を抱える要支援者に対する支援を主な目的として定められたルール・制度のことを指し、主に行政等がその仕組みに基づき、関係機関等と連携するなどの取り組みになります。

地域住民の皆さんには、こうした仕組みを支援の必要な人に周知していただくこと。また支援が必要な人がいらっしやることを相談支援機関に情報提供いただくことをお願いいたします。

(1) 権利擁護の推進（逗子市成年後見制度利用促進基本計画）

【現状とこれからの取り組み】

人生 100 年時代を迎え、現在は特定の属性に限らず誰もが個人の尊厳や権利が尊重される必要があり、その手段の一つとして成年後見制度等の周知徹底が必要です。

引き続き市は社協に逗子あんしんセンターに対する補助や日常生活自立支援事業等の事業を委託し、権利侵害を受けやすい人に寄り添った支援を続けていきます。

なお、アンケートの分析からは、逗子あんしんセンターや成年後見制度等の権利擁護に関する制度等の認知度がまだまだ低い実態があることから、地域に住む全ての住民の権利が適切に擁護される取り組みを推進し、市として権利擁護支援のための地域連携「ネットワーク」の構築について検討してまいります。

わたしたちにできること	<ul style="list-style-type: none"> ○成年後見制度を正しく理解しましょう。 ○市民後見人養成講座を積極的に受講しましょう。 ○後見人就任後の継続的な活動に努めましょう。
社協の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○逗子あんしんセンターの運営 ○日常生活自立支援事業の周知 ○成年後見制度普及啓発制度の周知 ○法人後見事業の推進
市の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○虐待防止体制の強化及び関係機関との密接な連携。養護者及び保護者へのケア ○制度等の周知及び利用促進並びに後見人・支援員等の増員 ○認知症の理解と認知症等の予防並びに早期発見・早期対応 ○市民後見人の育成・活用・支援 ○権利擁護支援のための地域連携「ネットワーク」の構築（※）

※【権利擁護支援のための地域連携「ネットワーク」の構築】

課題の解決と地域住民の権利擁護を推進する体制として、次のとおり「中核機関」をはじめとした「チーム」「協議会」等の構成要素による地域連携ネットワークの整備に取り組みます。

地域連携ネットワークでは必要な人が成年後見制度を利用できるように、「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」「早期の段階からの相談・対応体制の整備」及び「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」3つの役割を基に、既存の連携協働に司法を含めたネットワークを構築します。

○チーム

要支援者の自己決定権を最大限尊重し、構成員の協力により日常的に本人を見守ることにより、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行います。

なお、チームについては、介護サービスにおけるサービス担当者会議等の既存の支援の枠組みを活用し、必要に応じて法律・福祉の専門職が専門的助言・相談対応等の支援に参画します。

○協議会

成年後見等支援開始の前後を問わず、「チーム」に対し、法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援が行えるように、各地域において連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める合議体です。

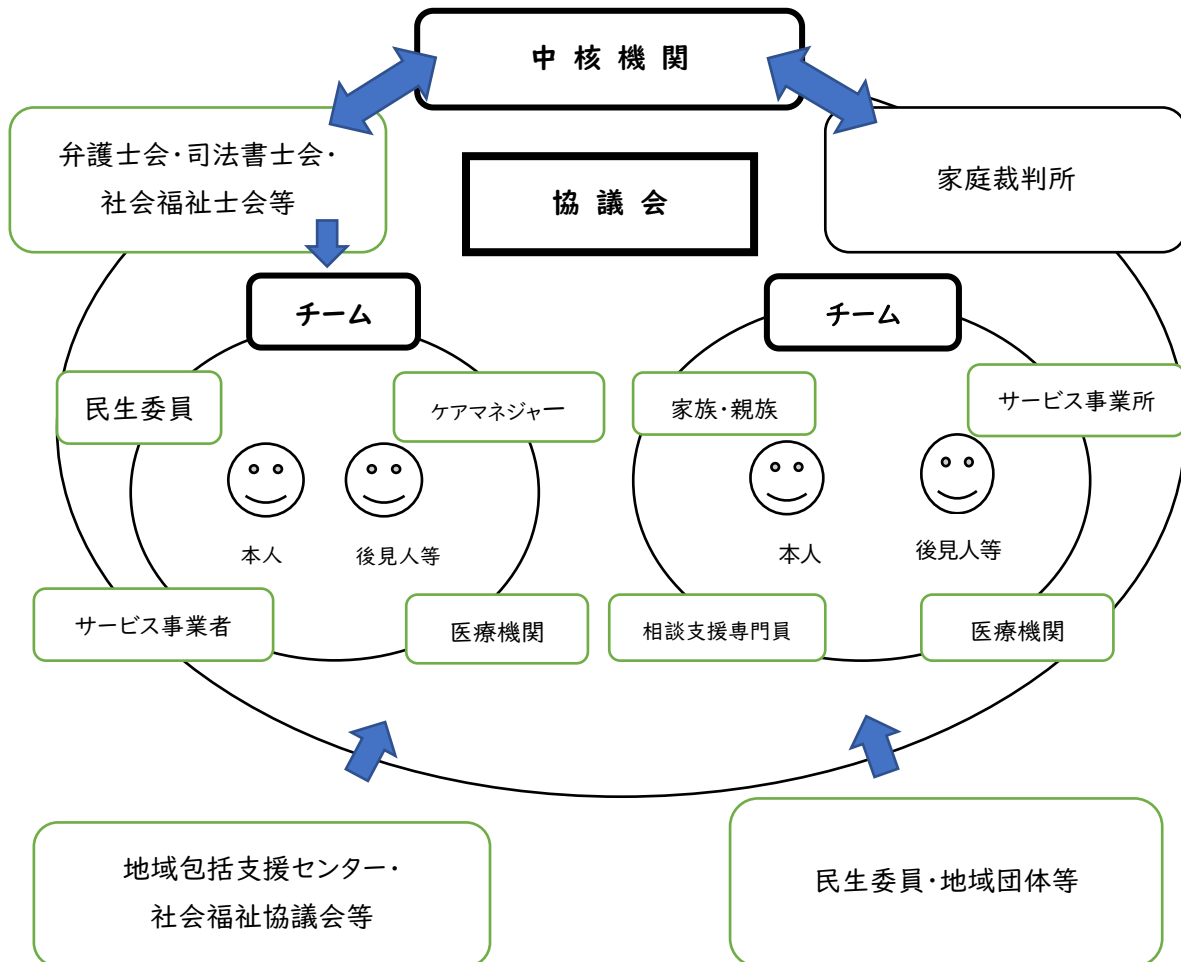
○中核機関

専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関、また協議会の事務局機能を担います。

様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職や幅広い関係者との信頼関係を維持発展させ、円滑に協力を得るノウハウ等を段階的に蓄積しつつ、地域における連携・対応強化を継続的に推進する役割を担うことが求められています。

また、広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能の4つの機能と不正防止という副次的効果も期待されています。

【権利擁護支援のための地域連携「ネットワーク」イメージ図】



【現状とこれからの取り組み】

アンケート結果からは、高い割合で生活困窮者に対する支援の必要性を認めています
が、地域にできる支援としては専門機関等への相談の奨励に限定されている状況にあり
ます。

今後も適切な支援が行われるように、引き続き市と社協が連携して相談窓口及び支援
体制の充実を図り、要支援者であるにも関わらず支援が行き届いていない場合は、地域
や関係機関と連携して支援を進め、生活困窮となる原因について複合的に分析、解決を
図ります。

多くの生活困窮は複合的な原因により発生するものであることから、その原因を丁寧
に解きほぐす相談支援を行い、解決に繋げていきます。

わたしたちにできるこ と	<ul style="list-style-type: none"> ○地域における支援を有する人・世帯の発見・共有 ○地域の見守り活動への参加
社協の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○民生委員・児童委員やボランティア団体等との連携による生活困窮者に係る情報共有 ○自立相談支援機関やハローワーク等の関係機関との連携・協働 ○住居確保給付金の申し込み窓口
市の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援体制の整備 ○自立相談支援事業*社協への委託業務として実施 生活をすするうえで抱えている困りごとや不安を、専門の相談員に相談することで、どのような支援が必要か、相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行う。 ○就労準備支援事業*NPOへの委託業務として実施 社会との関係性や自身のコミュニケーション能力等に不安を感じる方を対象として、プランを作成し、一般就労に向けた支援を行う。 ○家計改善支援事業*社協への委託業務として実施 家計状況の可視化を図り、根本的な課題を究明して、相談者が自ら家計を管理できるように、支援計画の作成、相談支援、関係機関の紹介等を行い、早期の生活再生を支援する。 ○住居確保給付金の支給 離職や失職などにより、住居を失った方や失うおそれのある方に、就職活動等を行う等の条件を付与することで、一定期間、家賃相当額を支給する。生活の土台となる住居を確保したうえで、安心して就職活動ができるようにサポートを行う。

(3) 再犯の防止等に向けて（逗子市再犯防止推進計画）

【現状とこれからの取り組み】

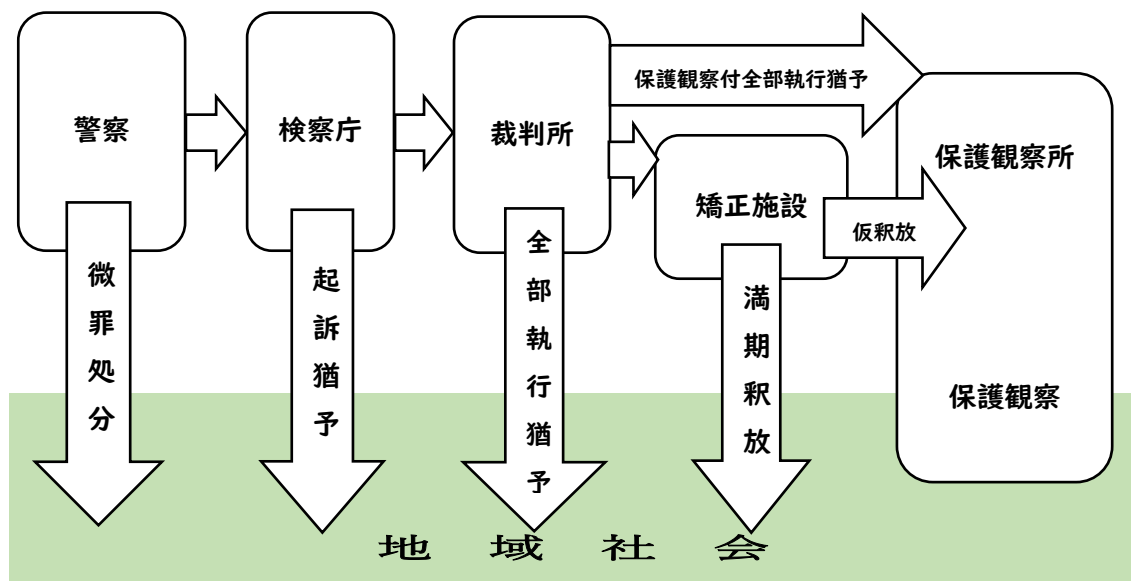
神奈川県再犯防止推進計画（2019（平成31）年3月）によると、神奈川県内の再犯者の比率は2017（平成29）年には48.5%となり、検挙人員の半数近くが再犯者となっています。

本市においても、国の再犯防止推進計画及び神奈川県再犯防止推進計画を踏まえて、犯罪をした者等（※）が地域社会へ復帰することを促進するとともに、犯罪自体の発生を減らすことを目的として、犯罪の主な原因となる経済的困窮や社会的な孤立の解消に向けた支援をするとともに、孤立しない・させないまちづくりを目指します。

わたしたちにできること	○地域社会への復帰を望む人への見守り、相談機関の紹介 ○社会的孤立しない、させない、地域づくりの推進
市の取り組み	○再犯防止に関する啓発活動 「社会を明るくする運動」の実施 ○更生保護団体への支援 逗葉地区保護司会や逗子市更生保護女性会の活動支援

※【犯罪をした者等】

「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者または非行少年もしくは非行少年であった者のことをいい、例えば、警察で微罪処分になった人や検察庁で起訴猶予処分になった人、裁判所で全部執行猶予になった人、入所受刑者、保護観察に付された人、満期釈放者等も含まれます。こうして地域社会に戻る人たちの中には、社会復帰に向けて支援を必要とする人がいます。



*神奈川県再犯防止推進計画より一部転用

(4) 地域包括支援センター

【現状とこれからの取り組み】

平成 18 年度から本市に設置された地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を続けられるよう、心身の健康保持及び生活の安定のための必要な援助を行うことを業務とし、地域の保健医療の向上及び福祉を増進する「地域包括ケア」の推進を図る機関として機能してきました。

これまで、各地域包括支援センターは高齢・介護の課題を中心に相談支援を行い、地域に根付いてきた経緯があることから、令和3年4月から重層的支援体制整備事業を実施するにあたり、地域包括支援センターの業務範囲を、高齢・介護から障がい、子ども、困窮等、分野・属性を問わず相談を受け付ける、身近な福祉の総合相談窓口とし、複合的な課題の解決に向けた支援のコーディネート機能を加えたところですが、アンケート等からも特に若い年代に、その認知が低いことから幅広い周知を図る必要があります。

なお、地域包括支援センターへ委託していた業務についてはその一部の事業を、第4節で記載する重層的支援体制整備事業として他の事業と一体的に実施していくことにより、地域包括支援センターが「地域包括ケア」から「地域共生社会」実現に向けた地域の中心的な機関となるよう展開していきます。

わたしたちにできること	<ul style="list-style-type: none"> ○身近な福祉の相談窓口としての活用及び紹介 ○地域で把握した要支援者等の情報提供
地域包括支援センターの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○総合相談支援業務（包括的相談支援）＊重層的支援体制整備事業として実施地域において属性を問わない相談を受け付ける窓口機能 ○権利擁護業務 <ul style="list-style-type: none"> 課題を有する人に対して、専門性に基づいた支援の実施 ○包括的・継続的ケアマネジメント業務 <ul style="list-style-type: none"> 包括的・継続的ケアマネジメントの実現のため、地域における連携・協働の体制づくりや、個々の介護支援専門員に対する支援等の実施 ○介護予防ケアマネジメント業務 <ul style="list-style-type: none"> 高齢者が地域における自立した日常生活を送るための支援の実施 ○認知症予防対策 <ul style="list-style-type: none"> 認知症の理解と対応の推進。認知症高齢者及びその家族等に対する支援、課題の把握や解決に向けた取り組みの実施 ○地域ケア会議推進事業 <ul style="list-style-type: none"> 高齢者が住み慣れた地域における生活の支援のため、多職種ネットワークによる会議の実施 ○生活支援体制整備事業＊重層的支援体制整備事業として実施 <ul style="list-style-type: none"> 日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進の

	<p>一体的促進と住民同士が交流できる多様な場の整備</p> <p>○多機関協働事業＊重層的支援体制整備事業として実施 複合的課題の支援プラン等の策定にあたり、他の専門機関との円滑な連携を促進</p> <p>○参加支援事業＊重層的支援体制整備事業として実施 本人やその世帯のニーズや抱える課題の把握と社会資源への働きかけ等、社会とのつながりづくりに向けた支援の実施</p>
市の取り組み	<p>○各地域包括支援センター業務に対する後方支援</p> <p>○各地域包括支援センター及び関係機関との情報共有</p> <p>○基幹型地域包括支援センターとしての業務</p>

行ってみよう!

地域包括支援センター

誰もが住み慣れた地域で安心して生活するための支援を行う福祉・介護・子育て・障がい・生活困窮などの**福祉の総合相談窓口**です。担当地域毎に市内3か所に開設しています。

○逗子市東部地域包括支援センター

担当地域:桜山3・4・5丁目(35~37番、葉桜団地を除)、沼間、池子
所在地:逗子市池子字棧敷戸 1892-2(保健センター1階)
連絡先:046-876-6299

○逗子市中部地域包括支援センター

担当地域:逗子、桜山1・2・5丁目 35~37番、葉桜団地のみ、6~9丁目
山の根、新宿1~3・4丁目1~5番(2番29~59号を除く)、
6番38~42号、5丁目
所在地:逗子市逗子 5-4-33(逗子会館1階)
連絡先:046-872-2480

○逗子市西部地域包括支援センター

担当地域:久木、小坪、新宿4丁目 2番29~59号、6~16番(6番38~42号を除く)
所在地:逗子市新宿 4-16-10(亀ヶ岡バス停そば)
連絡先:046-876-5451



第4節 地域共生社会の実現に向けて

(重層的支援体制整備事業の実施について)

第1項 はじめに (返子市が目指す地域共生社会)

本市は、前地域福祉プランに定められた基本理念「共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち」の実現を目指し、個別計画である前返子市地域福祉推進計画においては『その人らしく生きること』をお互い支えあう福祉のまち』を目標として定め、誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていくために、各施策を通じて地域住民や行政、社会福祉関係者が互いに協力して地域社会における地域生活課題の解決に向けて「地域福祉の推進」に取り組んできました。

介護保険制度が2000（平成12）年に開始されて二十余年が経過し、日本全体で団塊の世代が75歳以上となる2025（令和7）年以降は、介護サービス需要が更に増加することが見込まれます。国は高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的として、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるように、地域における包括的な支援・サービスを提供する体制「地域包括ケアシステム」構築の推進を進め、本市も介護保険の保険者として地域包括ケアシステムの整備を推進してきました。なお、地域福祉の推進及び地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを進めるにあたり、いくつかの課題も生じています。

例えば、地域包括支援センターでの高齢や介護の相談をきっかけとして、8050問題、虐待、ごみ屋敷などの複雑化・複合化した地域生活課題も表面化しています。これらの地域生活課題は“制度・分野の狭間”にあって、既存の制度やサービス単独による対応・解決は非常に困難です。

我が国の社会保障制度及び公的支援は介護保険に代表されるように、我々の安心・安全な生活が脅かされるような典型的な地域生活課題については、高齢者、障がい者、子どもなどの属性ごとに、制度の拡充・新設等により保障、支援が行なわれてきました。

しかし、現在は人口構造の変化、就労形態の変化及び地域生活課題の複合化等、様々な要因により、属性ごとの支援や制度の拡充・拡大による社会保障制度の維持・運営は非常に難しい状況です。

かつて日本では、地域の相互扶助や家族同士の助け合いなど、地域・家庭等といった生活の様々な領域において、支え合いの仕組みが強く機能していました。それが現在では、高齢化や人口減少が進み、また、価値観の多様化から人々の生活領域における支え合いの仕組みが急激に弱まってきました。結果、仕事や学校、そして日々の生活に“生きづらさ”を感じる人が激増し、多くの地域生活課題の原因でもある“社会的孤立”も深刻化しています。

こうした状況を受けて、2017（平成29）年2月厚生労働省「我が事・丸ごと」地

域共生社会実現本部から発出された「地域共生社会」の実現に向けてでは、

『「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものである。(一部抜粋)』

として地域共生社会への転換の必要性を指摘しています。

なお、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部により示された「地域共生社会」の理念は、本計画が目標としている『「その人らしく生きること」をお互い支えあう福祉のまち』という目標と方向性は一致していることから、今期計画から、本市は「地域共生社会」の実現を目指し、地域福祉の推進を進めてまいります。

地域共生社会実現に向けた支援対象者等への包括的支援には「個別支援」と「地域支援」があります。

個々の地域生活課題の解決を目的とした「個別支援」については、多くの場合、専門的な知見が必要であることから、主に専門職との連携により支援を行う必要がありますが、今後、増加が見込まれる複雑化・複合化する地域生活課題を解消するためには、多くの専門職や支援機関が課題を有する地域と密接に連携しながら支援を行う必要があります。

そうした専門職や支援機関との協働・連携をコーディネートする手法として、重層的支援体制整備事業における「包括的相談支援事業」や「多機関協働事業」を利用することは非常に効果的です。

一方、「地域支援」は言い換えるなら「まちづくり・地域づくり」であって、前述のとおり本市では各地域における「支え合い」の気運が高く、自主的な活動も活発なことから地域支援を推進する土壌は、すでにでき上がっています。

そうした状況の下で、「個別支援」により地域生活課題の一定の解決が図られた場合であっても、その状態が継続していくこと又は同様な課題が発生しない状況にするためには、支援が必要な人に対して、地域が継続的に支えていく体制整備が必要です。

重層的支援体制整備事業においても、地域づくりの担い手が出会い、新たなつながりの中から更なる展開を生むための場の形成や地域の活動の活性化を目的とした支援となる「地域づくり事業」が設定されていることから、地域の人々が地域の特色を活かしながら、まちづくり・地域づくりを進めるにあたっては、重層的支援体制整備事業における「地域づくり事業」の枠組みを活用しながら、既存の取組みを再構築する手法が効果的です。

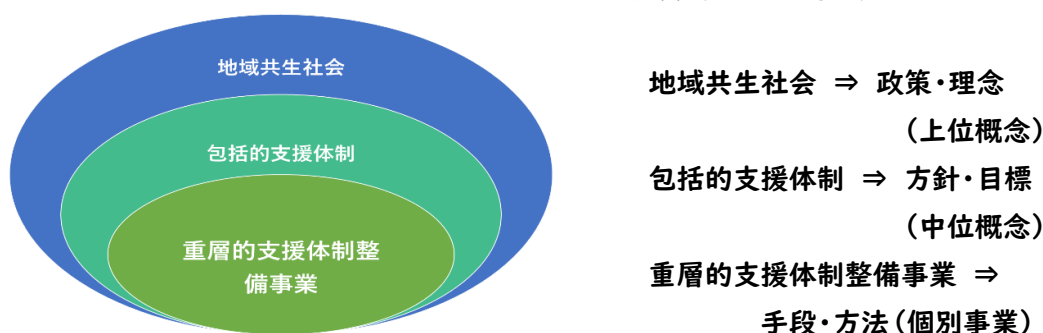
本市は人口、面積ともコンパクトであることから、地域において顔の見える関係が作りやすく、地域住民が抱える地域生活課題に対して比較的、把握・対処しやすい環境にあります。

こうした本市の特色を活かして、きめ細かな包括的支援により構築される社会が、本市が目指す地域共生社会です。

ただし、地域共生社会を目指すにあたり、全くの新しい事業を展開するのではなく、これまでの地域福祉の推進や地域包括ケアシステムの構築等で運用してきた既存の取組みについて再編成を行ったうえで、地域住民それぞれが自分らしさを活かして担い合い合う“支え合い”を基本とした包括的支援体制に基づいて、地域共生社会を実現していきます。

なお、地域福祉推進計画の第4節は、重層的支援体制整備事業計画を兼ねています。

第2項 地域共生社会における包括的支援体制と 重層的支援体制整備事業の位置づけ



「地域共生社会」とは、前述のとおり制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超越して、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超越して『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のことであり、本市が目指す理念や政策になります。

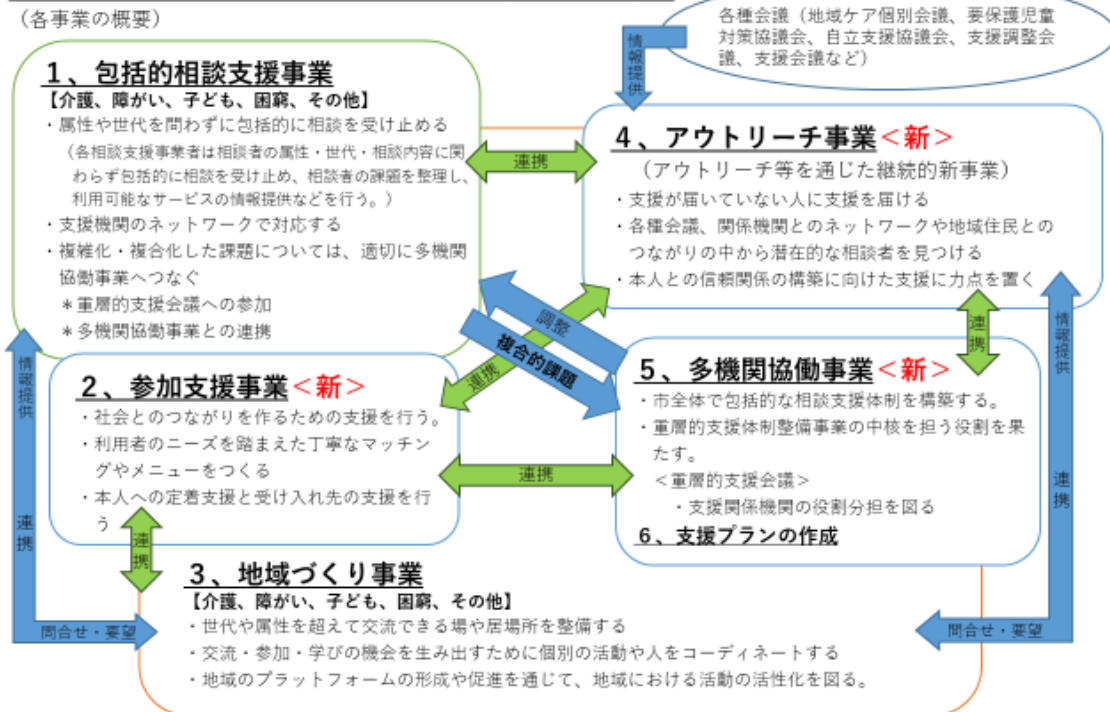
「包括的支援体制」とは、身近な圏域での地域住民による活動も含め、多様な機関が協働するなかで、相談支援を中心にしながら制度の狭間をつくらない支援の包括化を推進するための体制を言い、「地域共生社会」実現に向けた方針・目標になります。「地域包括ケアシステム」についても包括的支援体制に含有するものと考えられます。

「重層的支援体制整備事業」は、すべての地域住民を対象とした、前述の包括的支援の体制整備を行うため、個々の支援事業（5事業）を一体的に行うための手段・方法の一つです。

「地域共生社会」と「包括的支援体制」及び「重層的支援体制整備事業」の位置づけは上記のとおりとなります。

第3項 本市における重層的支援体制整備事業のイメージ図

重層的支援体制整備事業（全体像）



重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、包括的相談支援事業、参加支援事業及び地域づくり事業の3つの支援の柱を基本として、多機関協働事業及びアウトリーチ事業の2事業と合わせて一体的に実施することとなっています。

なお、各事業の内容については、第5項にて説明いたします。

第4項 本市における包括的相談支援体制

重層的支援体制整備事業を実施する目的は、市全体で「断らない包括的な支援体制」を構築することであり、既存の支援機関の専門性や実績を尊重して、既存の枠組みを基本としつつ、複合的な課題を有する者の相談や他の支援機関と適切な連携を図り、必要に応じて「参加支援」「アウトリーチ支援」「多機関協働」等の事業と協調しながら様々な支援ニーズに対応していきます。

なお、市内3箇所、日常生活圏域毎に設置している「地域包括支援センター」については、これまでの高齢者・介護に関する相談だけではなく、障がい、子ども及び困窮等の属性の枠を超えて、地域における福祉の総合相談窓口としての機能を加えて、地域住民の身近な場所で相談・支援等に応じる体制とします。

第5項 重層的支援体制整備事業における各支援事業の概要

(1) 包括的相談支援事業（根拠法令：社会福祉法第106条の4第2項第1号）

包括的相談支援事業は重層的支援体制整備事業における事業の根幹であることから、市は地域包括支援センター等と連携し、属性や世代を問わず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービスの情報提供等を行います。受け止めた相談のうち、単独の相談支援機関では解決困難な場合は適切な相談支援機関や各種専門機関と連携を図りながら支援を行います。

また、相談によっては課題が複雑化・複合化しており、支援機関間の役割分担等の整理が必要な場合は、多機関協働事業につなぎ各支援機関等と連携を図りながら支援を行います。

本市では、日常生活圏域ごとに設置されている地域包括支援センターを包括的相談支援機関の一つとして、これまでの「高齢・介護」の相談に加え、包括的相談支援機関として属性を超えた地域の総合相談窓口として、相談支援包括化推進員（社会福祉士）を各1名配置し、多機関協働事業、参加支援事業と合わせて業務を委託しています。なお、市福祉部社会福祉課地域共生係が基幹型地域包括支援センターとして、各地域包括支援センターの業務について支援を行います。

相談体制としては、相談の窓口は複数あることが利用者にとって望ましく、また、これまで構築してきた関係性もあり、各所管が有する相談窓口や社協の生活困窮に係る相談窓口では引き続き、主に属性毎の相談を受け付けますが、相談内容によっては、属性が異なる複数の要支援者が対象であったり、複合的な地域生活課題に基づく相談もあることから、相談を受け付けた窓口が地域包括支援センター等の総合相談窓口につなぎ、必要な場合は多機関協働事業として連携していきます。

(個別事業の概要)

事業名	地域包括支援センター運営事業
担当所管	社会福祉課
事業目的	包括的相談支援機関として、高齢者、障がい、子ども・子育て、生活困窮者等の属性を問わない地域の総合相談窓口の設置
事業内容	市内を3つの日常生活圏域に分け、各圏域に1か所地域包括支援センターを設置。各包括支援センターには、社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師等を配置し、福祉における総合相談、権利擁護、介護予防ケアマネジメント等を実施
対象者	市民
実施方法	地域包括支援センターへ委託

事業名	生活困窮者自立支援事業
担当所管	社会福祉課
事業目的	生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援し、本人の状況に応じた包括的かつ継続的な相談支援と家計改善のための必要な指導助言、就労に向けた自立のための訓練とともに、住居を失う恐れのある人や求職活動等を行う人への給付を行う。
事業内容	（自立相談）生活困窮者の自立促進のための相談支援 （家計改善）家計収支の均衡が取れていない等、家計に課題を有する生活困窮者へ必要な情報の提供及び専門的な助言・指導等の実施 （就労準備支援）一般就労に向けた日常生活の自立、社会自立、就労自立への支援 （住居確保給付金）住居を失う恐れがある人への家賃補助 （生活困窮者自立支援金）新型コロナの影響による困窮から自立のための資金補助
対象者	生活困窮者
実施方法	社協へ委託

事業名	相談支援事業
担当所管	障がい福祉課
事業目的	障がい者及び家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助等を行うことにより、障がい者が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう成年後見制度の利用を支援する。
事業内容	相談支援事業所に委託し、電話・来所による相談を受ける。また、相談支援の中核的役割を担う機関として基幹相談支援センターを設置・委託し総合的な相談支援、相談支援事業者の支援、権利擁護・虐待防止等の取組を行う。
対象者	障がい者及び保護者や介護を行う者
実施方法	支援センターへ委託

事業名	利用者支援事業
担当所管	保育課
事業目的	子ども及びその保護者等または妊娠している人がその選択に基づき、多様な教育・保育施設等を円滑に利用できるよう支援を行うことで、一人ひとりの子どもが健やかに成長できる地域社会の実現に寄与する。
事業内容	窓口、電話等において必要な相談支援を行う。
対象者	主に保育を希望する保護者
実施方法	利用者支援を行う専任職員の配置

(2) 参加支援事業（根拠法令：社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 2 号）

各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できないニーズに対応するため、既存の社会資源などを活用して社会とのつながりづくりに向けた支援を行うとともに、要支援者のニーズや課題を丁寧に把握し、支援メニューのマッチングを図ります。

本市では、参加支援事業については各地域包括支援センターへ業務委託を行い、相談支援包括化推進員が多機関協働事業と合わせて業務を担当しています。

地域包括支援センターは支援ニーズに応じて、新たな社会資源の開発や、既存の社会資源の拡充を図るなどして、要支援者及び世帯のニーズや状態に合った支援メニューを作成します。

地域包括支援センターは要支援者と支援メニューをマッチングした後で、予定どおりの支援ができていないかフォローアップを行うとともに、要支援者を受け入れた地域、機関等の課題に寄り添い、課題が生じている場合はサポートを行っていきます。

各地域包括支援センターには、生活支援体制整備事業（第 2 層生活支援コーディネーター）を託していることにより、地域づくり事業との相乗的な効果が期待されます。

(個別事業の概要)

事業名	地域共生社会推進事業（参加支援事業）
担当所管	社会福祉課
事業目的	既存の社会参加に向けた支援では対応できない要支援者や要支援世帯のニーズに対応するため、地域の社会資源等を発掘・活用して、社会とのつながり作りに向けた支援を行う。
事業内容	①利用者ニーズの把握と、地域の社会資源とのコーディネートと支援のマッチングを行う。 ②本人や世帯のニーズに沿った支援メニューの提供に向けた、新たな社会資源の開発 ③本人の状態に沿った支援が行われているか否かのフォローアップと受け入れ先のサポート
対象者	要支援者
実施方法	各地域包括支援センターへ委託

(3) 地域づくり事業（根拠法令：社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号）

世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備することを目的として、交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の対応や人をコーディネートする地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図ります。

なお、こうした場を新たに開設するというよりは、既に地域の中にあるもの、地域の

中で活動している場を積極的に活用していきます。例えば、これまで社協が取り組んできた前述の「福祉教育」の取り組みや「住民主体のサロン」活動等はこれまでも十分な活動実績があり、地域づくり事業の枠組みを活用しながら、事業の継続・発展に繋がります。

これまでの地域包括ケアシステムにおける介護予防や生活支援の取り組みとして、生活支援体制整備事業の第1層生活支援コーディネータを社協、第2層生活支援コーディネータを各地域包括支援センターに委託していることから、既存の枠組みを様々な属性の要支援者に広げるとともに、世代間交流が図られる場としていきます。

(個別事業の概要)

事業名	地域介護予防活動支援事業
担当所管	社会福祉課
事業目的	介護予防の取組みが地域で主体的に実施できるよう、高齢者主体のサロン活動の補助や運営の支援を行うとともに、支援対象を高齢者のみから、障がい者、子育て世帯等へ広げている。
事業内容	サロン運営に係る支援
対象者	サロン運営者及び参加者
実施方法	社協への事業委託、サロン団体への補助金の交付

事業名	健康増進・食育推進計画推進事業（ヘルスマイト養成講座分）
担当所管	国保健康課
事業目的	市民が健全な心身を培い、豊かな人間性を育むため、子どもから高齢者まで幅広い世代において、望ましい食生活の啓発や食育の推進を図る。
事業内容	食を通じた健康づくりのための栄養・料理の基礎知識や調理技術、食育を学ぶ講座を開催し、食生活改善推進員（ヘルスマイト）を育成する。 食生活改善推進員は、食生活改善推進団体に所属し、地域における栄養・食生活のボランティア活動を担う。
対象者	市民
実施方法	食生活改善推進員養成講座（年度1コース）の開催

事業名	生活支援体制整備事業
担当所管	社会福祉課
事業目的	多様な事業主体と連携し、地域における助け合いの仕組みづくりを踏まえて、介護予防や生活支援の充実・強化を図る。高齢者のみならず、障がいのある方や子育て中の人、引きこもりの人々が社会参加できる居場所や、助け合いの仕組みづくりも行う。

事業内容	生活支援コーディネーターを配置し、多様な地域資源を発掘・活用しながら、介護予防・生活支援サービスの仕組みづくりとともに、様々な方が社会参加できる居場所や助け合いの仕組みを提供する
対象者	要支援者及び地域住民等
実施方法	社協及び各地域包括支援センターへの委託

事業名	地域活動支援センター事業
担当所管	障がい福祉課
事業目的	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の場を提供すること等により、障がい者等の地域生活支援の促進を図る。
事業内容	地域活動支援センターを開設し、業務を委託する。
対象者	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者等
実施方法	社会福祉法人及び特定非営利活動法人への業務委託

事業名	子育て支援センター運営事業
担当所管	子育て支援課
事業目的	地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。
事業内容	桜山に子育て支援センターを開設し、アドバイザーを配置。子育てひろばにおける遊び等の中からの相談等を電話・来所等により実施。また、沼間・小坪地区において週1回の巡回相談を実施
対象者	乳幼児を子育て中の保護者等
実施方法	子育て支援センターへの業務委託

(4) アウトリーチ等事業（根拠法令：社会福祉法第106条の4第2項第4号）

複合化・複雑化した課題を有するため、必要な支援が届いていない要支援者に支援を届けることを目的として、その発見手段として各種会議や関係機関とのネットワークの中から、潜在的な支援対象者を見つけていきます。

必要な支援が届いていない要支援者が見つかった際は、まずは本人との信頼関係の構築に向けた丁寧な支援を行います。

(個別事業の概要)

事業名	地域共生社会推進事業（アウトリーチ事業）
担当所管	社会福祉課
事業目的	複数分野にまたがる複合化、複雑化した課題がある。また、孤立化により必要な支援が届いていない人に支援を届けるアウトリーチを行う。

事業内容	各種会議の実施や支援関係機関との連携により、関係者からの情報収集より、支援ニーズを抱える要支援者を速やかに発見するとともに、本人と直接面談する。また、継続的なかわりを持つために丁寧な働きかけのためのコーディネートを行う。
対象者	要支援者及び支援が必要にも拘らず支援に達していない者
実施方法	直営・委託

(5) 多機関協働事業（根拠法令：社会福祉法第106条の4第2項第5号）

これまで、必要に応じて地域生活課題の解決にあたり、他の専門機関等と連携を図ってきましたが、現状、多くの複合的な地域生活課題が生じている中では、更なる連携体制の強化が必要となります。

重層的支援体制整備事業に携わる関係者の連携の円滑化を進めるなど、既存の相談支援機関をサポートし、本市における包括的な支援体制の構築に向けた支援を行っていきます。

また、重層的支援体制整備事業の支援の進捗状況等を把握し、必要であれば相談支援機関に対する指導助言を行うなどして、市全体で伴走的支援が行われるように支援します。

単独の支援機関では対応が困難な、複雑化・複合化した事例の調整役を担い、支援機関の役割分担や支援の方向性を定めるなどの調整を行います。

(個別事業の概要)

事業名	地域共生社会推進事業（多機関協働事業）
担当所管	社会福祉課
事業目的	相談支援機関のサポート及び包括的な支援体制の構築
事業内容	単独の支援機関では対応困難な複雑化・複合化した事例における調整を担い、関係支援機関の役割分担や支援の方向性をまとめる。
対象者	要支援者
実施方法	各地域包括支援センターへ委託

第6項 相談支援包括化推進会議・支援会議・重層的支援会議

重層的支援体制整備事業を円滑に実施するにあたり、多職種連携、多機関協働における情報共有や協議を行う場として、相談支援包括化推進会議・支援会議・重層的支援会議等を開催する必要があります。

相談支援包括化推進会議は個人や世帯が抱える課題が複雑化・複合化する中で、地域共生社会の実現に向けた課題解決や社会資源の創出、各相談支援機関等による包括的

な支援体制の構築を進めるためのネットワーク形成を目的として開催されます
 支援会議は会議の構成員に対して守秘義務を課し、本人同意が得られていないケース
 について関係者間で情報共有ができる会議体であり、潜在的な要支援者にも支援を届
 けられるよう、支援会議を通じて地域における見守りの体制構築や、庁内における支
 援体制の強化を目指します。

また、重層的支援会議は、本人同意が得られたケースについて、多機関協働のもとで
 実施し、関係機関間の連携やプランの適切さ、支援の終結、資源の把握や創出等につ
 いて検討するための会議です。

(各会議の概要)

事業名	相談支援包括化推進会議
担当所管	社会福祉課
会議目的	複雑化、複合化された課題に対する対応を図るため、各相談支援機関 等による包括的な支援体制の構築を進めるためのネットワークの構築
会議内容	<ul style="list-style-type: none"> ・各相談支援機関の業務内容の理解と促進 ・相談支援の包括化を図るための各相談支援機関の具体的な方法の提案 ・地域住民が抱える福祉ニーズの把握 ・地域に不足する社会資源創出の手法の検討 ・本事業による支援実績の検証
構成員	地域包括支援センター職員、基幹相談支援センター職員、生活困窮者 自立相談支援機関、逗葉地域在宅医療・介護連携相談室職員、 教育研究相談センター職員、介護事業者、民生委員・児童委員協議会 委員、逗子市社会福祉協議会職員、神奈川県鎌倉保健福祉事務所職員、 神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所職員、逗子警察署署員、公共職業安 定所職員及び市職員 等

事業名	支援会議
担当所管	各地域包括支援センター
会議目的	支援拒否や本人同意が得られないケースに対して、会議参加者に守秘 義務を課したうえで、個人情報共有し、必要な支援を検討する。
事業内容	事例の情報提供・情報共有・見守りと支援方針の理解、緊急性がある 事例への対応等
構成員	地域包括支援センター職員、市職員、専門機関職員 等

事業名	重層的支援会議
担当所管	社会福祉課

目 的	担当整備事業が適切かつ円滑に実施されるために開催。関係機関との情報共有にかかる本人同意を得たケースに関して、関係者相互が共有・連携してチーム支援ができるように会議を運営する。
内 容	支援事例の情報共有やケース検討、関係機関との役割分担・連携、地域資源の開発に向けた検討
構 成 員	地域包括支援センター職員、市職員、専門機関職員 等

第 7 項 重層的支援体制整備事業の推進と評価

重層的支援体制整備事業については、毎年度、（仮称）逗子市地域福祉推進計画・逗子市地域福祉活動計画懇話会において、その他事業と合わせて事業の進行管理と目標に対する評価を行ったうえで、懇話会からの意見に基づき見直ししていきます。

また、相談支援包括化推進会議等の機会を活用して事業に対する意見を聴取し、事業の見直しを行っていきます。

なお、各機関等の支援者等に対しても、支援・ケア等も十分に行い、支援者自身がエンパワメントされる手法を検討していきます。